

摂津市議会

総務建設常任委員会記録

令和6年3月8日

摂津市議会

目 次

総務建設常任委員会

3月8日

| | |
|---|----|
| 会議日時、場所、出席委員、説明のため出席した者、出席した議会事務局職員、 審査案件----- | 1 |
| 開会の宣告----- | 2 |
| 市長挨拶 | |
| 委員会記録署名委員の指名----- | 2 |
| 議案第1号所管分及び議案第9号所管分の審査----- | 2 |
| (総務部・建設部・会計室所管分) | |
| 補足説明(総務部長、総務部理事、建設部長、会計管理者) | |
| 質疑(塚本崇委員、香川良平委員、南野直司委員、嶋野浩一郎委員) | |
| 散会の宣告----- | 66 |

総務建設常任委員会記録

1. 会議日時

令和6年3月8日（金）午前10時 開会
午後 5時3分 散会

1. 場所

301会議室

1. 出席委員

委員長 三好義治 副委員長 安藤 薫 委員 野口 博
委員 南野直司 委員 塚本 崇 委員 香川良平
委員 嶋野浩一朗

1. 欠席委員

なし

1. 説明のため出席した者

市長 森山一正
副市長 奥村良夫 副市長 福渡 隆
市長公室長 平井貴志 総務部長 山口 猛 建設部長 武井義孝
消防長 松田俊也 総務部理事・防災危機管理課長事務取扱 丹羽和人
総合行政委員会事務局長 石原幸一郎 建設部次長 松倉昌明
会計管理者兼会計室長 柳瀬哲宏
総務部副理事兼財政課長 妹尾紀子 同部副理事兼工事検査室長 永田 享
建設部副理事兼建築課長 江草敏浩 同部副理事兼道路交通課長 寺田満夫
総務課長 真鍋伸也 資産活用課長 浅田明典
情報政策課長 下郡光礼 市民税課長 石坂直樹
固定資産税課長 中尾昌志 納税課長 藤原英昭
都市計画課長 杉山 剛 水みどり課長 宮城陽一
道路管理課長 西 勝也

1. 出席した議会事務局職員

事務局長 荒井陽子 同局次長代理 香山叔彦

1. 審査案件

議案第1号 令和6年度摂津市一般会計予算所管分

議案第9号 令和5年度摂津市一般会計補正予算（第10号）所管分

(午前10時 開会)

○三好義治委員長 ただいまから総務建設常任委員会を開会します。

理事者から挨拶を受けます。

森山市長。

○森山市長 おはようございます。

先日の本会議に引き続きまして、本日は総務建設常任委員会をお持ちいただきまして、大変ありがとうございます。

本日は令和6年度の一般会計予算ほか11件についてご審査を賜ります。何とぞ慎重審査の上、ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○三好義治委員長 挨拶が終わりました。本日の委員会記録署名委員は香川委員を指名します。

審査の順序につきましては、お手元に配付しています案のとおり行うことに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○三好義治委員長 異議なしと認め、そのように決定します。

暫時休憩します。

(午前10時1分 休憩)

(午前10時2分 再開)

○三好義治委員長 再開します。

議案第1号所管分及び議案第9号所管分の審査を行います。

本2件について、補足説明を求めます。

山口総務部長。

○山口総務部長 それでは議案第1号、令和6年度摂津市一般会計予算のうち防災危機管理課分を除く総務部の所管分につきまして目を追って主なものを補足説明させていただきます。

まず歳入でございます。予算書の20ページ、款1市税、項1市民税、目1個人は、前年度に比べ3億4,150万円の減額で

ございます。

目2法人は、前年度に比べ6,290万円の増額でございます。

項2固定資産税、目1固定資産税は、前年度に比べ1億800万円の増額でございます。

目2固定資産等所在市町村交付金及び納付金は、前年度と同額でございます。

項3軽自動車税、目1環境性能割は、前年度に比べ500万円の減額でございます。

目2種別割は前年度に比べ210万円の増額でございます。

次に22ページ、項4市たばこ税は前年度に比べ300万円の増額でございます。

項5都市計画税は前年度に比べ800万円の増額でございます。

款2地方譲与税、項1地方揮発油譲与税は前年度と同額でございます。

項2自動車重量譲与税は前年度に比べ1,000万円の増額でございます。

次に24ページ、項3森林環境譲与税は前年度に比べ250万円の増額でございます。

款3利子割交付金は前年度に比べ100万円の減額でございます。

款4配当割交付金は前年度に比べ700万円の減額でございます。

款5株式等譲渡所得割交付金は前年度に比べ4,700万円の減額でございます。

次に26ページ、款6法人事業税交付金は前年度に比べ1,000万円の増額でございます。

款7地方消費税交付金は前年度と同額でございます。

款8ゴルフ場利用税交付金は前年度に比べ20万円の減額でございます。

款9環境性能割交付金は前年度に比べ

1, 200万円の増額でございます。

次に28ページ、款10地方特例交付金は前年度に比べ3億7,200万円の増額でございます。

款11地方交付税は前年度に比べ1億6,000万円の減額でございます。

款12交通安全対策特別交付金は、前年度に比べ200万円の減額でございます。

次に30ページ、款14使用料及び手数料、項1使用料、目1総務使用料は、庁舎施設等使用料でございます。

目5土木使用料は、市営住宅使用料及び市営住宅用地使用料でございます。

次に32ページ、項2手数料、目1総務手数料は税務諸証明手数料、税務督促手数料及び審査請求提出書類等写し等交付手数料でございます。

次に34ページ、目4土木手数料は、自動車保管場所使用承諾証明手数料でございます。

次に36ページ、目15国庫支出金、項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金はデジタル基盤改革支援補助金及び番号制度システム整備費補助金でございます。

次に40ページ、項3委託金、目1総務費委託金は基幹統計調査委託金及び統計調査員確保対策事業委託金でございます。

次に48ページ、款16府支出金、項3委託金、目1総務費委託金は府税徴収事務委託金でございます。

次に50ページ、款17財産収入、項1財産運用収入、目1財産貸付収入は土地貸付収入でございます。

目2利子及び配当金は各種基金利子でございます。

項2財産売払収入は土地売払収入でございます。

款18寄附金は一般寄附金でございます。

す。

次に52ページ、款19繰入金、項1特別会計繰入金は前年度と同額でございます。

項2基金繰入金、目1財政調整基金繰入金は前年度に比べ4億4,579万1,000円の増額でございます。

目2公共施設整備基金繰入金は前年度に比べ8,076万4,000円の増額でございます。

次に54ページ、款20諸収入、項1延滞金、加算金及び過料は前年度と同額でございます。

項4雑入、目1滞納処分費は前年度と同額でございます。

次に56ページ、目2雑入は市町村振興協会交付金などでございます。

次に60ページ、款21市債は前年度に比べ8億3,320万円の減額でございます。

なお、本年度発行予定の市債といたしまして、目1総務債は庁舎改修事業債及び味生コミュニティセンター（仮称）建設事業債でございます。

目2民生債は、市立身体障害者・老人福祉センター外壁等改修事業債、とりかいこども園建設事業債、子育て総合支援センター遊戯室空調設備整備事業債、学童保育施設増設事業債及び借換債でございます。

目3衛生費は斎場火葬炉設備改修事業債及び葬儀会館立体駐車場解体事業債でございます。

次に62ページ、目4土木債は車両整備事業債、道路整備事業債、橋梁長寿命化修繕事業債、交通安全対策事業債、正雀南千里丘線外2路線道路改良事業債、排水路ポンプ場施設整備事業債、阪急京都線連続立体交差事業債、千里丘駅西地区再開発事業

債及び借換債でございます。

目5 消防債は広域消防指令システム整備事業債、消防本部車両整備事業債及び消防団車両等整備事業債でございます。

目6 教育債は小学校屋内運動場空調設備整備事業債、千里丘小学校建設事業債、小学校外壁等改修事業債、中学校屋内運動場空調設備整備事業債、中学校給食センター建設事業債、借換債、図書館外壁改修事業債及び図書館トイレ改修事業債でございます。

目7 臨時財政対策債は、臨時財政対策債でございます。

借入限度額及び借入方法等につきましては9ページの第3表地方債に記載のとおりでございます。

続きまして歳出でございます。68ページ、款2 総務費、項1 総務管理費、目1 一般管理費は74ページまでに記載のとおり、内部事務に係る経費などがございます。

目2 文書広報費は郵送や印刷事務に係る経費などがございます。

次に76ページ、目4 財産管理費は、庁舎や集会所に係る維持管理経費などがございます。

次に80ページ、目9 電子計算費は、庁内等の電子計算処理に係る経費でございます。

次に88ページ、目17 諸費は、地区集会所補修費補助金でございます。

目18 財政調整基金費及び90ページ、目19 公共施設整備基金費は各種基金利子を積み立てるものがございます。

項2 徴税費、目1 税務総務費及び92ページ、目2 賦課徴収費は税務事務に係る経費でございます。

次に100ページ、項5 統計調査費、目1 統計調査総務費は統計調査に係る経費

でございます。

目2 基幹統計調査費は各種基幹統計調査に係る経費でございます。

次に168ページ、款7 土木費、項5 住宅費、目1 住宅管理費は市営住宅の管理に係る経費でございます。

次に208ページ、款10 公債費、項1 公債費、目1 元金は、前年度に比べ6億2,058万6,000円の減額でございます。

目2 利子は前年度に比べ714万5,000円の増額でございます。

款11 予備費は前年度と同額でございます。

以上、令和6年度摂津市一般会計予算の補足説明とさせていただきます。

続きまして、議案第9号、令和5年度摂津市一般会計補正予算(第10号)のうち、防災危機管理課分を除く総務部の所管分につきまして補足説明をさせていただきます。

まず、8ページから9ページ、第3表地方債の補正を御覧ください。

変更につきましては、味生コミュニティセンター(仮称)建設事業及び学童保育施設増設事業に係る起債の限度額を変更するものがございます。

次に歳入でございます。14ページ、款11 地方交付税、項1 地方交付税、目1 地方交付税につきましては、国の補正予算に伴う追加交付により1億5,127万5,000円増額しております。

次に16ページ、款15 国庫支出金、項2 国庫補助金、目1 総務費国庫補助金につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を8億5,550万円減額し、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を9億8,253万8,000円に増額をしております。

内容につきましては、補正予算(第7号)にて、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金として予算計上いたしました8億5,550万円について、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金と補助金の名称が確定をしたため振替を行うものでございます。

また、補正予算(第8号)にて、市独自の施策として、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の額が1億2,703万8,000円と確定したためでございます。

次に18ページ、項3委託金、目1総務費委託金につきましては、基幹統計調査委託金を208万5,000円減額しております。

次に20ページ、款18寄附金、項1寄附金、目1寄附金につきましては、一般寄附金を373万6,000円増額しております。

款19繰入金、項2基金繰入金、目2公共施設整備基金繰入金につきましては、7,500万円減額しております。

目6減債基金繰入金につきましては、減債基金を廃止することに伴い、16億768万1,000円増額しております。

款20諸収入、項4雑入、目1滞納処分費につきましては、29万8,000円減額をしております。

次に22ページ、款21市債、項1市債、目1総務債、味生コミュニティセンター(仮称)建設事業債及び目6教育債、学童保育施設増設事業債につきましては、事業費の減額に伴い、起債発行額を減額変更しております。

続きまして歳出でございます。26ページ、款2総務費、項1総務管理費、目2文書広報費、目4財産管理費及び目9電子計算費につきましては決算見込みにより減

額するものでございます。

次に28ページ、目18財政調整基金費につきましては、今回の補正財源を調整するため、歳入歳出の差額を積み立てるものでございます。

項2徴税费、目2賦課徴收費につきましては、決算見込みにより減額するものでございます。

次に30ページから32ページ、項5統計調査費、目1統計調査総務費及び目2基幹統計調査費につきましては、決算見込みにより減額するものでございます。

次に56ページ、款10公債費、項1公債費、目1元金及び目2利子につきましても、決算見込みにより減額するものでございます。

以上、議案第9号、令和5年度摂津市一般会計補正予算(第10号)の補足説明とさせていただきます。

○三好義治委員長 次に、丹羽総務部理事。
○丹羽総務部理事 それでは、議案第1号、令和6年度摂津市一般会計予算のうち、総務部防災危機管理課に係る事項につきまして、予算書の事項別明細書の目を追って、その主なものについて補足説明をさせていただきます。

初めに歳入でございます。予算書38ページ、款15国庫支出金、項2国庫補助金、目5消防費国庫補助金は、防災マップ及び水害対応ガイドブックの作成並びに避難所表示板の製作に係る社会資本整備総合交付金でございます。

次に歳出でございます。82ページ、款2総務費、項1総務管理費、目10防犯対策費は、防犯灯及び防犯カメラの設置や維持管理など、防犯施策に係る経費でございます。

176ページから178ページ、款8消

防費、項1消防費、目4災害対策費は、災害応急対策業務に従事する職員の各種手当、自主防災組織が防災に関する活動を行うために必要な物品の支給、避難所等に配備する備蓄用品の更新、防災行政無線の維持管理、マンホールトイレの整備に係る負担金など、防災施策に係る経費でございます。

続きまして、議案第9号、令和5年度撰津市一般会計補正予算(第10号)のうち、総務部防災危機管理課に係る事項につきましては、補正予算書の目を追って、その主な内容について補足説明をさせていただきます。

本件は歳出に係る事項のみとなっております、26ページ、款2総務費、項1総務管理費、目10防犯対策費は、防犯灯の設置工事等について、決算見込みによる減額をいたしております。

48ページ、款8消防費、項1消防費、目4災害対策費では、自宅療養者支援委託料等について決算見込みによる減額をいたしております。

以上、議案第1号、令和6年度撰津市一般会計予算及び議案第9号、令和5年度撰津市一般会計補正予算(第10号)のうち総務部防災危機管理課の所管分の補足説明とさせていただきます。

○三好義治委員長 武井建設部長。

○武井建設部長 議案第1号、令和6年度撰津市一般会計の予算のうち、建設部が所管しております事項につきまして、目を追って、主なものについて補足説明をさせていただきます。

まず歳入でございます。予算書の30ページ、款14使用料及び手数料、項1使用料、目4農林水産業使用料は、法定外水路占用料でございます。

目5土木使用料のうち、道路占用料、公園占用料、駐車場用地使用料でございます。

32ページ、項2手数料、目1総務手数料のうち道路管理課の諸証明手数料でございます。

目3農林水産業手数料のうち、水路敷地境界明示手数料及び水路敷地謄本交付手数料でございます。

目4土木手数料のうち、道路敷地境界等明示手数料や諸証明手数料、34ページ、開発許可等手数料などがございます。

38ページ、款15国庫支出金、項2国庫補助金、目4土木費国庫補助金のうち、老朽化対策や耐震改修補助金などの社会資本整備総合交付金などがございます。

46ページ、款16府支出金、項2府補助金、目6土木費府補助金は耐震改修補助金や都市再生地籍調査委託補助金、権限移譲交付金などがございます。

48ページ、項3委託金、目2土木費委託金のうち河川環境整備工事委託金や建築基準法施行事務取扱委託金などがございます。

50ページ、款17財産収入、項1財産運用収入、目1財産貸付収入のうち、道路交通課の土地貸付収入でございます。

52ページ、款19繰入金、項2基金繰入金、目5緑化基金繰入金は緑化推進事業への緑化基金繰入金でございます。

58ページ、款20諸収入、項4雑入、目2雑入のうち、建築確認申請者負担金や自転車自動車駐車場指定管理者納付金などがございます。

次に、歳出でございます。146ページ、款5農林水産業費、項1農業費、目4農業水路費は、内水氾濫解析業務委託料や、148ページ神安土地改良区負担金などがございます。

154 ページ、款7 土木費、項1 土木管理費、目1 土木総務費のうち、土木維持作業業務委託料などでございます。

目2 交通対策費は、指定管理者への駐車場管理委託料や公共施設巡回バス運行管理業務委託料などでございます。

156 ページ、項2 道路橋りょう費、目1 道路橋りょう総務費は、千里丘駅前広場やモノレール駅前広場の管理委託料などでございます。

158 ページ、目2 道路維持費は、道路維持に係る修繕料や道路維持工事などでございます。

目3 交通安全対策費は、交通安全対策工事や正雀南千里丘線外2 路線、阪急正雀駅前道路改良事業に係る土地購入費などでございます。

160 ページ、項3 水路費、目1 排水路費のうち、ポンプ場施設等維持管理業務委託料や水位計設置工事などでございます。

162 ページ、項4 都市計画費、目1 都市計画総務費のうち、住宅マスタープラン改定委託料や、164 ページ多世代同居・近居支援補助事業金などでございます。

目2 街路事業費のうち、都市計画課の都市景観事業に係る報償金などでございます。

166 ページ、目3 緑化推進費は、摂津市緑化推進連絡会補助金などでございます。

目4 公園管理費は、公園管理委託料や3 号街区公園整備工事などでございます。

176 ページ、款8 消防費、項1 消防費、目3 水防費は、淀川右岸水防事務組合負担金などでございます。

以上、建設部の所管いたします予算内容の補足説明とさせていただきます。

続きまして、議案第9 号、令和5 年度摂

津市一般会計補正予算(第10 号)のうち、建設部が所管しております事項につきまして、目を追って主なものについて補足説明をさせていただきます。

まず、歳入でございませう。

補正予算書の16 ページ、款15 国庫支出金、項2 国庫補助金、目5 土木費国庫補助金のうち、道路メンテナンス事業補助金や狭隘道路拡幅整備助成金などに係る社会資本整備総合交付金を、国からの内示に合わせ補正するものでございませう。

18 ページ、款16 府支出金、項2 府補助金、目6 土木費府補助金は、耐震改修補助金及び都市再生地籍調査委託補助金の額確定に伴い、補正するものでございませう。

次に歳出でございませう。

42 ページ、款5 農林水産業費、項1 農業費、目4 農業水路費は、用排水路改修負担金の年度末見込額を補正するものでございませう。

44 ページ、款7 土木費、項1 土木管理費、目2 交通対策費は、土地借上料などの年度末見込額を補正するものでございませう。

項2 道路橋りょう費、目1 道路橋りょう総務費は現況平面図等修正及び認定道路網図作成委託料などの年度末見込額を補正するものでございませう。

46 ページ、目2 道路維持費は道路照明灯点検業務委託料などの年度末見込額を補正するものでございませう。

項3 水路費、目1 排水路費はテレメーター設備保守業務委託料の年度末見込額を補正するものでございませう。

項4 都市計画費、目1 都市計画総務費は狭隘道路拡幅整備助成金などの年度末見込額を補正するものでございませう。

目4 公園管理費は、3 号街区公園整備工

事実施設計委託料などの年度末見込額を補正するものでございます。

以上、建設部の所管いたします補正予算の補足説明とさせていただきます。

○三好義治委員長 次に、柳瀬会計管理者。

○柳瀬会計管理者 それでは、引き続きまして、議案第1号、令和6年度摂津市一般会計予算のうち、会計室に係ります項目につきまして、予算書の目を追って補足説明をさせていただきます。

まず、歳入でございます。

予算書54ページ、款20諸収入、項2市預金利子、目1市預金利子は歳計現金等に係ります預金利子でございます。

続きまして同ページ、款20諸収入、項4雑入、目2雑入のうち会計室分につきましては、59ページ下段に記載しております水道・下水道事業会計からの収入でございますが、会計室にて支出いたします指定金融機関派出窓口業務事務手数料及び口座振替受付サービス手数料につきまして、水道事業会計及び下水道事業会計の負担分を収入するものでございます。

次に、歳出でございます。68ページ、款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費のうち、会計室に係るものとしたしましては、普通旅費、消耗品費、印刷製本費でございます。

次に、74ページ、款2総務費、項1総務管理費、目3会計管理費は、会計室の出納事務に係る経費で、主なものは会計年度任用職員1名の報酬、金融機関派出窓口業務事務手数料や口座振替手数料などの費用、また金融機関とのデータ伝送に係る回線使用料などの経費でございます。

以上、令和6年度摂津市一般会計予算の補足説明とさせていただきます。

続きまして、議案第9号、令和5年度摂

津市一般会計補正予算のうち、会計室に係る事項につきまして、補足説明をいたします。

補正予算書26ページ、歳出でございます。

款2総務費、項1総務管理費、目3会計管理費の補正につきましては、決算見込みによる減額でございます。

以上、令和5年度摂津市一般会計補正予算の補足説明とさせていただきます。

○三好義治委員長 説明が終わり、質疑に入ります。

塚本委員。

○塚本崇委員 ご説明ありがとうございます。それでは、番号をつけながら質問させていただきます。

まず、1番目、予算書260ページになります。

地方債の調書のところで、当該年度末の現在高見込額が約225億8,600万円となる見込みとなっております。

臨時財政対策債においては年々残高が減っているものの、市債自体は少しずつ増えている状況が続いていると思っております。

来年度の予算においては市税が0.9%減で、今後もそういう傾向が続いていく中、市債の発行額残高が増えていくことが、今後の不安要素になっていくのではないかと懸念をしております。

まずは今後の見通しとその起債の方向性について、奥村副市長から答弁をお願いします。

次に、2番目、これも予算全体についてです。昨年度と比較して、政策経費が約1億6,000万円減り、経常経費が増えている状況です。経常経費は今後も増えていくところで、これも懸念材料でございます。

先日の部長会でも、山口総務部長からそのような懸念事項があることを、議事録で拝見させていただいた次第です。

この点について、今後我々が立ち向かっていくにはどうしたらいいかについてお考えがあれば、よろしく願いいたします。

次に、3番目です。

ここから予算概要に入ります。予算概要10ページ、会計年度任用職員の任用に係る経費が増えていておりますが、国からの交付金措置など、予定があったらお教えください。

続きまして、14ページになります。水道事業会計繰出金、下水道事業会計繰出金、合計で約14億6,000万円の繰り出しがあります。これが例年続いているわけですが、これについて、今後のインフラシステムを維持する上で、この繰出金が今後ずっと続いていくのかどうか。見通しについて、分かればお教えください。

続きまして、5番目になります。

総務課です。14ページ、行政不服審査事務事業です。

まずは市民の権利利益に対して一体何を指しているのか、根本的なところになりますが、お教えください。

続きまして16ページ、郵送事業です。確認になりますが、今年、郵送料金の値上げが予定されていると思います。それを見込んだ予算として取られているのかどうか、これは確認です。

同じく16ページ、庁内印刷事業です。ペーパーレス化への取組について教えてください。

続いて、8番目、18ページ、第30集会所についてです。解体に至った経緯について、まずお教えください。

続いて20ページ、市有財産管理事業の

中で、片田ハウス解体工事の測量が入っていますが、その経緯等をお教えてください。

続きまして、10番、防災危機管理課になります。犯罪被害者等支援事業のところですが、これは要望のみにさせていただきます。

犯罪被害者等支援ということで、鳥飼銘木町に事業所を構えておられる方がアドボカシーセンターに全額寄附する形で、やっておられます。スープカレーを売って、その全額をアドボカシーセンターに寄附することをやっておられます。こういった取組について、警察も高く評価しております。警察もすごく乗り気で、この取組を応援されていると新聞でも紹介されています。

こういった取組を市としてもぜひ取り上げていただいて広めていただきたいと、これは要望にとどめておきます。

続いて106ページ、災害備蓄品です。先日、三宅地区の自主防災訓練に参加して備蓄品を確認したところ、食料や水に比較して、生理用品が72個しかなかったことを確認しています。

まずそこについて、72個の根拠があればお教えください。

続いて、12番目、税に入ります。200ページになりますが、市たばこ税の推移の部分です。

市たばこ税については、年々増加傾向にあると認識しています。

これは増税されているわけでもないのですが、増加傾向にあります。

令和4年度の決算においても、かなり乖離が発生していると認識しています。その増額の見解についてお聞かせください。

13番目、これも税の部分です。滞納繰越分、差分のうちどのぐらいを不納として

見込んでいるのかについて、まずお教えてください。

続いて14番目、24ページ、DX推進事業です。業務調査等委託料、国の標準システムに対応するところで、報道によると3割の自治体が間に合わないという回答をしていると聞いています。

本市においては、この標準システムの接続対応に間に合うのか。スケジュール感についてお教えてください。

15番目、システム使用料のところですが。チャットボット機能の初期実装の項目についてお教えてください。

16番目でございます。水みどり課になります。

緑化推進事業です。財源が565万1,000円となっております。この財源についてお教えてください。

続いて98ページ、3号街区公園整備工事のところ、令和6年度のスケジュールについてお教えてください。

戻りまして92ページ、排水路ポンプ場管理事業で、テレメーターシステムですが、何か所を想定されているかをお教えてください。

19番目、水位計設置工事ですが、場所についてお教えてください。

20番目、水路しゅんせつです。水路しゅんせつについては、ボリュームをどのくらい見込んでいて、どういう概算になっているのか、分かればお教えてください。

続いて、戻りまして、80ページです。内水氾濫解析業務委託料2,380万円を予定されておりますけれども、まずはこの取組についてお教えてください。

続いて22番目、道路管理課になります。88ページ、都市再生地籍調査事業の部分です。

以前も地籍調査の部分をお聞かせいただいているのですが、全体的な進捗と取組についてお教えてください。

90ページに行きまして、橋梁長寿命化修繕事業のところでお尋ねします。

低濃度PCB廃棄物等収集運搬及び処分業務委託料の内容についてお教えてください。

それから少し細かいところになりますが、同じく橋梁長寿命化修繕事業で、大阪府データベースシステム使用料が、昨年に比べて10万円増えています。その10万円増の理由についてお教えてください。

続いて25番目、道路交通課になります。88ページ、放置自転車等対策事業の中で、放置自転車等管理システム構築委託料について、一体何を指しているのかお教えてください。

そして同じく88ページで、公共交通確保維持事業の中で、地域公共交通協議会補助金があります。先日、第1回の立ち上げ時に、オブザーバー参加させていただいてはいますけれども、1回当たりの開催費用が19万8,000円と聞いております。

令和6年度内の開催が5回と認識しているわけですが、委員報酬以外の部分について、お教えてください。

それから86ページになります。

交通安全啓発事業です。昨年4月からヘルメットの着用が自転車においても努力義務化されているわけですが、依然としてヘルメットを着用していない方が結構見受けられます。

大阪府は自転車での重大事故及び交通事故死がワーストワンということで、自転車での重大事故の9割の方がヘルメット未着用であるという統計も出ています。

そういった中で、ヘルメット着用の啓発

について、どのように取り組まれるのかお教えてください。

続きまして28番目、都市計画課です。3D都市モデル活用事業で、ここでもテレメーターシステム使用料が出てきていますけど、まずは何か所かについてお尋ねします。

それから、デジタルツインプラットフォームについて、今後のビジョンがあればお教えてください。

最後、建築課になります94ページ、特定空家対策事務事業です。正雀における特定空家は解消したと認識しています。今後また空き家等が増えてくる可能性もあるわけですが、現在の見通しについて、お教えてください。

94ページ、ブロック塀のところですか。これについては、引き続き危険な箇所についての啓発等丁寧なお願いを要望としておきます。

94ページ、狭隘道路整備事業です。令和4年度はKPIの進捗が芳しくなかったわけですが、令和6年度の取組についてお教えてください。

以上、要望2個と質問30項目になります。

○三好義治委員長 それでは、奥村副市長。

○奥村副市長 それでは、市債の部分について、特に臨時財政対策債についての御質問があったとっております。

その答弁の前に、地方財政計画と、それから地方交付税について説明をさせていただきます。

国の予算編成時期になりますと、翌年度の地方団体の歳入及び歳出の総額の見込みに関するいわゆる地方財政計画が発表されます。

この地方財政計画は、実際の収支見込額

ではなくて、国の定める標準的な水準における地方団体の歳入歳出規模について、全体の見込額を示したものでございます。

この地方財政計画では、歳出額全てを地方団体の税収で賄うことはできません。

その歳入歳出のギャップがあり、その財源補填策は地方財政対策と言われるものでございます。

地方公共団体には財政力の格差があります。非常に経済力のある団体、あるいはそうでない団体、そういう格差があり、公共サービスの差異は生じてまいります。

また個別の地方団体が、その固有財源だけでは、その公共サービスを賄うことはできません。

そこで財政力の格差を是正する方法として、いわゆる地方交付税制度がその中心的な役割を果たしてまいります。

地方財政計画の歳入と歳出は一致しております。大ざっぱに言いますと、なかなかイメージしにくいかもしれませんが、歳入には地方債、それから国庫支出金等の特定財源があります。

地方税とその歳出の差額分に臨時財政対策債やあるいは地方交付税があります。

交付税団体ベース、いわゆる歳出の分から、特定の地方債とか国庫支出金を除いた特定財源を除いたものがいわゆる交付団体の標準的な経費となります。

歳入におきましては、地方税の75%が交付税では基準財政収入額になります。

先ほど言いました交付団体ベースの標準的な経費から、地方税の25%の留保財源を除いた分が基準財政需要額になってまいります。

このように技術的な理由から、地方財政計画の歳入サイドから決定されることになって、いわゆるミクロの積み上げではあ

りません。これをまず理解していただきたいと思っています。

地方交付税の原資としては、国税収入、所得税、法人税収で、消費税の一定割合、それから地方法人税の税収額が充てられることとなります。

しかしながら、交付税総額が、その財源不足額に満たないですので、その不足分を臨時財政対策債で発行することになります。

この分は国が半分、それから地方団体が半分負担することになります。その半分の負担分を、翌年度の地方交付税に元利償還金として100%算入されることとなります。

それでその年度は終了しますが、ただ問題なのは、地方交付税のミクロの算定が積み上げで決まっているのであれば、その増えた分は交付税を押し上げることになるのですが、もしも地方財政計画で、全体の財政規模が変わらなければ、その臨時財政対策債の増えた分は他の経費を圧迫することになって、他の経費が減額される結果になってまいります。

そういうことで、臨時財政対策債が平成13年度だったと思うのですが、そこから年々増えてまいりました。

先ほどご指摘がありましたように、当初予算書260ページに、令和5年度末の現在高で、臨時財政対策債は全体の30.6%を占めております。

そういう部分では、経常経費に充てられる臨時財政対策債ですが、建設事業費と違って、これはいかななものかと思っております。

この原因は、我々地方団体が散漫な財政運営をしたからでもなく、財政規律が緩んだからでもありません。いわゆる地方交付

税の原資に対して地方交付税の必要額が慢性的に上回っている。こういう結果であろうと思っています。

しかしながら、この地方交付税やその総額確保のための地方財政計画については、我々地方団体に決定権がございません。

そういう分では、地方財政はあくまで中央政府のマクロ統制の中に強く影響を受けていると言えます。

それから、過去には非常に財政逼迫し、苦慮した時期がございました。

本市の過去を振り返ってみますと、臨時財政対策債を含めた経常収支比率が最も高かったのは平成17年度決算で、そのときは100%を超え110%でした。

令和4年度決算では93.6%になっております。

その差は16.4%となっており、その内訳を見比べてみますと、公債費では、平成17年度は29.9%、それから令和4年度では8.8%となっておりまして、ほぼ公債費の差と言えます。

公債費元利償還金が最も多額であったのが平成17年度決算でございました。当時の元利償還金が64億2,700万円。その後、緊縮財政で事業費の抑制とか削減で市債発行を控えた結果もあって、市債現在高は大幅に減少しております。

令和4年度の元利償還金では19億7,500万円と、平成17年度決算に比べますと3分の1程度に落ちております。

このように市債発行の抑制によって、市債現在高とか元利償還金は大幅に減少してまいりますが、反面、事業費の増加に伴う市債発行額が容易に元金償還金を超えてまいります。

令和3年度決算から現在高が増加しております。その傾向は当面続くのではない

かと思っております。

それとここ二、三年の傾向を見ますと、普通建設事業費は増加傾向となっております。その内訳では単独事業費は抑えられているものの多額な補助事業費が総額を押し上げてまいります。

当面は手がけた補助事業については完遂していかなければならないと考えております。

このように公債費は他の事業費を圧迫して容易に経費削減はできない。このことから、公債費の動向については注視をしていかなければいけないと思っております。

それから、当初予算書260ページに現在高の見込額が上がっております。

令和5年度の現在高見込みは約213億4,000万円。これに対して208ページでは、利子償還金が掲載されております。利子償還金が1億3,187万9,000円で、現在高に対して0.6%の利率となっております。

これは現在、マイナス金利政策が行われた結果で、非常に金利の安い状況になっております。

こう考えますと、市債を発行することは、現金を手にする事になりますので、ひいては基金の温存につながっていくと思っております。

基金の温存と市債発行の両にらみをしてしながら、今後は財政運営をしていかなければならないと考えております。

以上です。

○三好義治委員長 山口部長。

○山口総務部長 それでは、御質問にお答えします。

予算全体としての政策経費と経常経費があつて、経常経費が非常に大きくなってくる。今後その対応に立ち向かっていくた

めにはどうするのかとのお問いだったとは思いますが。

去年のこの場で、塚本委員から質問を受けたことを思い出します。たしか選択と集中に対して、分散と修繕という考え方がどうかと。それに対して、基本は選択と集中ということ置きながらも、その状況の変化であつたりとか、実際に実施した結果、振り返ってどうやったかということも踏まえて、もちろん、新しい技術も踏まえて、そういうことをアップデートする。そこを必要のあるものについては修正しながらしっかりと施策を立て直して、その手段である事業について、何がその施策の目的を達成するのに有効なのかを考え直す、このことが大変大事であると申し上げたと思っております。

ということで、基本的には選択と集中というラインで、そこはアップデートしながら進んでいきたいと、このようなことを申しました。恐らく、そのときに、問題と課題と申し上げたと思っております。課題は問題ではありませんので、何か現状を分析して、何か上手くいかない状況ができたときに、それは何なのかを我々は検証しなければならないわけです。それを検証したときに、何か足らんのか、何か余分なものがあるのか、そういうことを見たときに、要らんものがあるなら除かなあきませんし、必要であるものがないのであつたら足さなあきません。そこが問題であると。問題がそういうことやったら、実際に目的を達成するためには、その問題を何とか解消するためにやるべきことが課題ですと。ですから課題を解決するという事は、私の頭の中にはありません。問題は解決しますけれども、課題はなすべきことですから、そのために何が有効なのかを考えたときに、手段が決

まってくる、こういうことかと思っております。

前置きが長くなりましたけども、今回、経常経費が三百数十億円、政策経費が九十億円弱という構成になっております。もちろん、経常経費は、人件費、扶助費、公債費、これはなかなか削れません。我々、予算編成をやっている中で、削ることを目的にしておりません。どこに配分すべきか、何を優先すべきかを念頭に置いてやっております。

その編成の中で大事なものは、予算そのものにはそれほど意味がないと思っております。予算は、いわゆる目的を達成するための大きな武器、大きな道具ではありますがけれども、あくまでも手段です。ですから、こう言うと語弊がありますが、予算そのものに対して、私は、それほどの思いは持っておりません。ただ、そこを作る過程が大変大事です。それがどうでしたか、何がどうでしたかということをしかりと分析をして、検証して、そして考える。何をどうしたいのかをしかりと予算に反映するために、我々はこうしたい、このためにこうしたいということをしかり伝える。例えば、見積りをもらうときに、業者に見積りくださいと言うて、真っ当な見積りは出てきません。我々は、これをしたから、こういうことが要求水準です。これを要求しているのだからそれをするためのお金をはじいてくださいと。しかりと目的を言わないと真っ当な見積りは出てきません。そんな真っ当な見積りが出てこない中で予算を作っても真っ当な予算はできません。

ですから、私は、その過程のところを、自分たちは何がしたいのか、そのためには何が必要なのか、何を求めているのかをし

っかりと考えて、そこに時間を割いてやるべきではないか思います。そうしますと、たとえば経常経費の三百数十億円の中にもいっぱい考えるところがあると思います。政策経費であれば、まさしくこれから打って出る策でありますから、最初からやっぱりプランを立てて、そのプランがどうやったらできるかの手段としての事業と考え直せば、私は、これから摂津市は、もっともっと発展できるのではないかと考えております。

以上です。

○三好義治委員長 妹尾副理事。

○妹尾総務部副理事 それでは、財政課に係るご質問にお答えいたします。

質問番号3番、予算概要10ページにあります会計年度任用職員任用事業の勤勉手当につきまして、令和6年度から予算計上されている部分で地方自治体の財政負担が増えるところにおいて、国の交付金等はどうなっているかという質問でございました。

先ほど副市長からも地方交付税のお話でございました。この会計年度任用職員に係る給与改定及び勤勉手当支給に要する経費につきまして、令和6年1月に総務省の自治財政局より、都道府県の財政担当課宛の事務連絡の文書がございました。この令和6年度の地方財政の見通し、予算編成上の留意事項というところで、普通交付税の令和6年度の基準財政需要額において、従事する会計年度任用職員の職務を具体的に想定している部分に要する経費については、基準財政需要額の各算定費目において算定をして、その他の会計年度任用職員に要する経費については、包括算定経費というのがあります。そちらにおいて算定をすることが示されておりました。直接的

な財源手当とはなりませんけれども、一定、普通交付税の算定の中で必要経費として、基準財政需要額で算入を考えているとのことですので、地方負担分については手当がされるものと考えております。

続きまして、質問番号4番、予算概要の14ページ、水道事業会計繰出金と下水道事業会計繰出金についての質問でございました。

内容と今後の見通しについてでございます。まず、水道事業会計の繰出金についてでございますが、内容的には、ゼロ歳から中学校卒業までの児童手当分を水道事業会計へ繰出金として予算計上させていただいております。

上下水道部との調整もさせていただいて、今回246万円の予算計上をさせていただいております。

内容が児童手当分の繰出金ですので、金額は変動するとは思いますが、今後なくなるのではなく、見通しでは、繰り出しを続けることで考えております。

次に、下水道事業会計の繰出金14億5,805万1,000円でございます。こちらにつきましては、雨水処理の負担金分として繰り出しをしております。雨水処理につきましては、公営企業会計ではなくて、一般行政として負担をしないといけない内容のもの、いわゆる基準内と呼んでいる繰出金のところでございます。

こちらにつきましては、今年度はこの金額でございますが、下水道事業会計で経営戦略等において、今後の計画を立てております。その中で、一般会計からの繰り出しにつきましては、令和10年度ぐらいまでは、年間約1億円ずつ減っていく形で考えられており、令和10年度に10億円の繰出金の想定がされております。その後につき

ましては、特段そこから上下するかについては、今後また見直しをするとは聞いておりますけれども、先ほど申し上げた行政が負担しないといけない繰出金は存在しますので、大体、その後も同じ10億円ぐらいで推移していくと考えております。

以上でございます。

○三好義治委員長 真鍋課長。

○真鍋総務課長 総務課に関わる部分で、質問番号5番でございます。行政不服審査で、何を指しているのか、制度のお問い合わせだと思っております。

行政不服審査制度は、公権力の行使、処分について、市民が不服を申し立てる制度でございます。市民の権利利益の救済を図るための行政不服審査として、審査会がでございます。そちらで処分の違法性や不当性を審査するものでございまして、予算の内容といたしましては、弁護士などの報酬を計上しているものでございます。

続きまして、質問番号6番、郵送事業でございます。

郵送の値上げの予算措置についてでございます。通信運搬費につきましては、令和6年度に郵便料金の値上げがされることになっております。具体的には、例えば封書で25グラム以下、これは一番よく使う分ですけれども、こちらが現行84円から、報道などによりますと、秋頃から110円になることになってございます。令和6年度の予算としては、10月から半年間の積算を110円で計算しており、その結果、550万円程度の増加となっております。

続きまして、質問番号7番でございます。

庁内印刷事業のペーパーレス化の取組でございます。総務課といたしましては、令和6年度も、令和5年度に引き続きまし

て、ペーパーレス化に取り組んでまいりたいと考えております。新たな取組として、令和5年度になりますけれども、11月にペーパーレス化の推進について全課に通知しております。

内容につきましては、庁内の職員向けの説明会とか、職員の会議資料を総務課で印刷をしておられる状況でしたが、庁内印刷をしないようにということで、会議にはパソコンを持ち込むなどして、ペーパーレス化に取り組んでいただきたいと思います。

ただ、これらの取組につきましては、一定の限界があるのではないかと考えておりました。総務課としましても、業務そのもののデジタル化が必要だと感じております。現在は、起案・決裁を紙にはんこを押すことでしておりますけれども、これを電子での決裁にできないか、令和6年度も検討を進め、電子での起案・決裁システムの導入が検討できないか考えていきたいと考えております。

以上でございます。

○三好義治委員長 浅田課長。

○浅田資産活用課長 それでは、質問番号8、第30集会所の解体の経緯についてでございます。

この第30集会所につきましては、その用地が借地となっております。地元自治会が地権者の方と土地の賃貸借契約を結んでおられる状況でございます。地元自治会から、その土地の提供があったことから、市で集会所を建設したというものでございます。

このたび、その地権者の方と地元自治会との間の契約が解消される見込みとなりましたことから、土地を返却する必要があります。本市としても、令和6年度に、

この集会所解体の実施設計を行いまして、解体工事まで完了する予定でございます。

続きまして質問番号9、片田ハウスの解体、それから測量委託の経緯についてでございます。

片田ハウスにつきましては、市民の方から土地、それから建物の寄附を受けまして、市の財産としたものでございます。現在は、地元自治会で週1回程度、囲碁、将棋で活用されていると聞いております。この建物はかなり老朽化しておりまして、2階に至っては、かなり雨漏りもして、ひどい状態でございます。自治会とも相談させていただいた中で、解体していく方向で考えておりました。令和6年度は解体の実施設計を行いまして、令和7年度に解体の工事を行っていきたいと考えております。

測量の委託につきましては、こちら土地の一部が境界確定していないところがございます。測量委託の中で境界確定をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○三好義治委員長 丹羽理事。

○丹羽総務部理事 質問番号11番、備蓄品についてのご質問にお答えさせていただきます。

備蓄品につきましては、摂津市の地域防災計画に規定してございます。被災者支援のために特に必要とする食料につきまして、11品目は重要物資として位置づけをしております。その中に、先ほどお問いがありました生理用品も入っており、11品目につきましては、計画の中で算出式も出しております。

算出につきましては、本市では、被害想定が一番大きい上町断層帯地震Aを想定して算出させていただいております。

生理用品の個数の算出については、避難

所の避難者数、あと12歳から51歳までの女性人口の比率、あと月経周期等を勘案して、備蓄品の数を出しているところでございます。

旧三宅小学校につきましては、収容人員が360名、これはコロナ以前でございます。コロナ後につきましては、118名となっております、それに基づきまして計算させていただきますと、コロナ前の360名、収容人員で考えますと、70となりますが、コロナ以降、収容人員が減った118名で計算すると、約23になりまして、それに基づいて、11品目の個数は、各避難所で確保できるように努めているところでございます。

以上でございます。

○三好義治委員長 石坂課長。

○石坂市民税課長 それでは、質問番号12番、市たばこ税の令和6年度当初予算額の増額理由についての質問であったかと思えます。

もともと令和5年度当初予算の市たばこ税につきましては、令和4年度の決算見込みから消費本数が0.4%程度減少するであろうという見込みの基に、7億3,700万円を計上しました。現在、1月末時点でのたばこ税の収納状況、もしくは販売本数の状況としまして、消費本数の減少が想定以下であり、令和4年度並みの本数が見込まれる状況となっております。健康志向は引き続き継続することを想定しつつ、嗜好品の観点から、一定の安定需要があるものと考え、令和6年度当初予算の額を前年度より増額とさせていただいたものでございます。

以上です。

○三好義治委員長 藤原課長。

○藤原納税課長 それでは、質問番号13

番、納税課に関する質問にお答えをさせていただきます。

令和6年度の滞納繰越分の当初予算額を算定するに当たり、どの程度不納欠損額を見込んで計上したのかという質問であったかと思えます。

まず、不納欠損の内訳につきましては、徴収権の消滅時効や、生活困窮や居住不明などによる執行停止によるものがございます。ここ数年、全体的に徴収率は上昇傾向にございます。また、執行停止に係る額については減少傾向にございます。

令和5年度現在の徴収率、令和6年2月末の市税全体の徴収率が94.5%と、前年同月並みの徴収率で推移していることから、令和5年度の不納欠損額につきましては、令和4年度と同程度、または若干減少するのではないかということで推計をいたしまして、この当初予算額、徴収率等を勘案しまして、1億1,040万円を計上させていただいております。

なお、今後、倒産や相続人不存在によって即時消滅した場合については、一時的に不納欠損が増えることもありますので、その点についてはご了承いただきたいと思います。

以上でございます。

○三好義治委員長 下郡課長。

○下郡情報政策課長 それでは、質問番号14番、システム標準化の状況についての質問にお答えをいたします。

システム標準化につきましては、自治体の基幹業務20業務を令和7年度末までに国が作成をいたしました標準仕様書に準拠したシステムに移行する取組でございます。

先ほど委員からご指摘のありました移行が間に合わない自治体があるという報

道の件に関連いたしまして、先般、デジタル庁から、標準システムの移行の難易度が極めて高いと考えられるシステム、これはデジタル庁では移行困難システムと呼んでおりますが、その状況について、全団体の調査結果が公表されております。それによりますと、全1,788団体、システムで言いますと、3万4,592システムのうち、171団体、702システムが移行困難システムに該当する見込みであるとされております。

また、移行困難の理由といたしましては、現行システムが、ホストコンピューターで構成をされておまして、移行完了までに相対的な時間を要すること、または、現行システムを構築、運用する事業者が標準システムの開発から撤退をされまして、代替事業者が見つからないためとされております。

本市におきましては、こうした移行困難システムには該当いたしません。現在の状況といたしましては、国が作成をいたしました標準仕様書と現行システムとの差異の分析作業や、標準システムを構築する環境の検討を行っているところでございます。

今後につきましても、関係課で連携をしながら、また、現行システムのベンダーと密に連携を図りながら、令和7年度末までの移行に向けて準備を進めてまいりたいと考えております。

続きまして、質問番号15番、チャットボットの初期項目についての質問にお答えをいたします。

チャットボットにつきましては、24時間いつでも対応が可能で、市民の皆様にとりましては、思い立ったときに気軽にご利用いただけるものです。市民サービスの向

上に資する側面と、あと職員にとりましても、電話での問合せの件数が減るといった効果が期待できるものでございます。

今回、導入する機能につきましては、現在、関係部署と連携しながら検討を進めている段階でございます。その中でも、まずは市民ニーズの高い情報から優先的に提供できるように、導入に向けて取組を進めていきたいと考えております。

また、例えば検索をされた履歴などを分析しますことで、市民ニーズであったり、不足している情報などをつかむことも可能であると考えられますので、そうしたシステムの仕様などについても併せて確認を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○三好義治委員長 宮城課長。

○宮城水みどり課長 それでは、水みどり化に関します質問にお答えいたします。

質問番号16番の緑化推進事業の財源についてです。予算概要96ページの緑化推進事業の財源内訳にありますその他の財源は、予算書52ページにあります款19繰入金、項2基金繰入金、目5緑化基金繰入金にあります緑化基金繰入金565万円と、その一つ前のページになります50ページ、款17財産収入、項1財産運用収入、目2利子及び配当金にあります緑化基金利子1,000円との合計額で、565万1,000円となっております。

続きまして、質問番号17番、3号街区公園整備工事の令和6年度の事業内容について、お答えいたします。

3号街区公園は、UR都市機構による吹田操車場跡地土地地区画整理事業として、平成28年3月に明和池公園とともに供用開始された公園であります。

令和6年度の事業といたしましては、U

R都市機構からの負担金約1.8億円を原資としまして、公園内に大型屋根の設置や明和池公園への遊具の移設等を行います。

質問番号18番、テレメーターシステムの設置箇所数等について、質問にお答えいたします。

このテレメーターシステムは、水路と流域雨水幹線に設置された取水口ゲートや農業用排水ゲートの一部において、遠隔操作にて開閉操作を行うためのシステムでございます。

このシステムにつきましては、全30か所の設置を予定しております。現在、取水口等のゲートに設置されている制御機器、味生排水機場ゲートなど29か所が設置済みであり、令和6年度におきまして、最後の1か所である摂津ポンプ場取水口ゲートに設置の予定でございます。

質問番号19番、水位計の設置場所についてでございます。

令和6年度における水位計設置場所がありますが、この水位計の設置は令和2年度より事業化し、令和6年度末までに水路の水位の遠隔監視が必要な浸水防除施設23か所に対し、新たにセンサー式水位計及び監視装置の設置を行うものです。令和5年度末までには、既に19か所が設置済みであり、残り4か所を令和6年度に設置してまいります。

令和6年度の設置場所としましては、北横井路取水口、中環西側水路、番頭面ポンプ場、摂津ポンプ場取水口を予定しております。

20番目、水路しゅんせつ事業で、令和6年度における水路のしゅんせつ量についてお答えいたします。

本事業は、市内水路はもとより、管路やますの内部における土砂及びごみなどの

堆積を原因とする流下能力の低下、これらに伴う悪臭や害虫の発生による住環境への影響などをいち早く軽減かつ解消させるため、バキューム車による土砂の吸引や、高圧洗浄車による内部洗浄により発生した堆積物を処分するものであります。

令和5年度の作業箇所としましては8か所、水路延長にしまして、約811.5メートルでございました。令和5年度の作業量を基に、令和6年度におきましても、同程度のしゅんせつ量を見込んでおります。

最後、21番目の内水氾濫解析業務委託料の内容について、答弁いたします。

安威川以南の公共下水道雨水整備については、未整備地区が多く、水路施設を活用して雨水排除を現在行っております。しかしながら、水路施設を用いた氾濫解析を行っていなかったため、浸水リスクを評価する必要がございます。

本委託は、令和4年度から令和6年度までの3か年の事業としており、その内容としましては、番田流域の下流に位置する摂津市において、番田流域の水路施設や下水道施設を含めた施設情報、観測情報などを用いて、内水氾濫解析及び浸水想定シミュレーションを行い、水路施設の排水能力評価や、浸水被害が発生する恐れがある地域を抽出するためのものでございます。

初年度であります令和4年度は、本市だけではなく、水路を管理しております神安土地改良区、大阪府、上流市であります高槻市や茨木市、吹田市などで構成する番田流域治水対策連絡会を開催し、令和5年度は、各会員から提供された資料及び水路台帳データを活用しながら、内水氾濫解析から浸水想定シミュレーションを作成し、その内容について、会員各位より意見聴取を

行っております。

以上でございます。

○三好義治委員長 西課長。

○西道路管理課長 それでは、道路管理課に関する三つの質問につきまして、お答えさせていただきます。

まず、22番目の都市再生地籍調査事業の取組と現在の進捗率のお問いでございます。一般的に地籍調査事業は、1筆ごとの土地につきまして、その所有者、地番及び地目の調査を行うとともに、その境界及び地籍を測量し、地籍図及び地籍簿を作成するものでございます。都市部では土地が細分化されており権利関係も複雑な場合が多いことから、地籍調査の実施におきましては、境界の確認などに多くの時間を要することが課題となっております。

今年に入り、石川県能登半島地震でも大規模な地震が発生し、多くの被害が出ておりますが、地震や水害など大規模な災害が発生した際には、道路などライフラインの早期復旧が特に重要であり、世界測地系の座標で管理できるなど、土地の権利関係を明確にした現地復元性のある地図を備えておくことが必要であります。このことから、まずは街区ごとに道路など公有地と市有地の境界、いわゆる街区の官民境界と、その線上にあります民の筆界点を先行して明確化するため、本事業を実施するものでございます。

また、本事業により道路との境界が明確となりますことから、災害からの復旧・復興だけでなく、土地取引の円滑化や民間開発といった土地の利活用も促進され、まちづくりなどに寄与することも見込まれるものでございます。

具体的な取組につきましては、まず、本事業について知っていただけるように、住

民の方を対象に説明会を実施しております。そこで一定ご理解いただいた後に、1筆ごとの土地について、土地の所有者の方と立会いを行いまして、街区境界線と、その線上の筆界点の確認をさせていただきます。

次に、街区境界の測量を実施いたしまして、その結果を基に、調査図であったり簿冊を作成いたしまして、その対象となる地権者の方に、その成果を確認いただくために、20日間の閲覧を実施しております。この閲覧の中で誤り等があれば、このときに修正して確認させていただき、特に問題がなければ、国や大阪府、登記所へ手続を行っていく流れとなっております。

本事業におけます現在の進捗率についてです。これまで本市では、平成18年頃より地籍調査に関する事業を進めておりました。本事業の令和4年度末時点での進捗率は、おおむねの数字になりますが、大体7%から8%程度でございます。今、大阪府域の進捗率が10%ということでもありますので、これと比較いたしましても、おおむね平均的なものとなっております。

続きまして、低濃度PCB廃棄物等処理運搬及び処分業務委託料についての令和6年度の取組内容について、ご説明させていただきます。

ポリ塩化ビフェニル化合物(PCB)は、主に油状の化学物質で、絶縁性や不燃性などの特性により、コンデンサなどの電気機器をはじめ様々な用途に使用されておりましたが、伸縮性や、たわみ性などの性状を一定与えるために、一部塩化ゴム系塗料の可塑剤としても添加されていたことがあり、この塗料は、道路橋の鋼製桁の塗料としても使用されていたことがございます。このPCBは健康に影響があるという

ことで、昭和40年代以降、製造や使用が禁止となっておりますが、これ以前に、塗装工事が行われてから現在に至るまでの間に塗り替え工事などが行われていないものにつきましては、現在も塗膜にPCBが含有している可能性がございます。

PCBの含有する塗膜につきましては、低濃度PCB廃棄物に該当するものが多く、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法、いわゆるPCB特措法では、その処分期限が令和9年3月末までと定められております。このことから、平成30年頃以降、市内の橋梁を対象に、鋼製かコンクリート製かといった橋の材料や橋梁の架設年代を基にスクリーニングを行い、詳細調査の要否をふるい分け、詳細調査が必要な橋梁については、塗膜を直接採取することによる分析調査を実施し、その結果、現在8橋の橋梁で確認されております。

これを受けまして、令和3年度に塗装の塗り替え工事を実施しており、この際に除去し、保管している1橋分の低濃度PCB含有塗膜くずと、令和5年度現在実施しております塗装の塗り替え工事で発生する4橋分の塗膜くず合わせて5橋分の処分を令和6年度に実施するものでございます。

引き続きまして、質問番号24番、大阪府データベースシステムの令和5年度予算から10万円増額になっている理由についてでございます。

大阪府データベースシステムとは、道路や橋梁といった都市基盤施設を効率的かつ効果的に維持管理するため、参画する各市町村が持つ橋梁点検などの点検結果であったり、日常パトロールなどの施設の点検、診断結果や補修履歴といったデータを

継続的に蓄積し、一元的に管理しながら、施設の劣化予測や補修対策の検討に活用するものでございます。

当課におきましても、本システムの事業に令和元年度より参画し、日常パトロールの点検結果や橋梁点検の結果、道路照明灯点検の結果などを蓄積し活用しております。

本システムの利用につきましては、大阪府と基本協定書を締結しており、これに基づき、年間の使用料が定められた協定書を毎年別途締結しております。

本科目におけます使用料は、データベースの運用、保守に係る費用であり、データセンターの利用料、サーバーの管理費、システム保守費の合計額に対し、参画する大阪府や市町村の格納データの容量の割合に応じて利用料が算出されております。

委員がご指摘の増額の理由についてです。令和6年度は、サーバーのデータ容量が拡張するという、それから問合せ件数などの増加に伴いまして、システム保守費が増額になるということ、円安による海外のデータセンターの利用料の増加などが主な要因となっており、これによりまして、令和6年度の当初予算額が10万円増額となったものでございます。

以上でございます。

○三好義治委員長 寺田副理事。

○寺田建設部副理事 それでは、25番目の放置自転車等管理システム構築委託料の内容のお問いであったかと思えます。

こちらにつきましては、まず、放置自転車対策事業の今までの経過の中では、平成15年頃までは、駅前の放置自転車数は5,000台を超えていた状況でございます。その後、平成28年頃には1,000台を切ってきたと。令和4年度につきましては

442台で、かなり減少傾向が見られる中で、ただ、一定数路上での放置自転車がごぞいます。これを持続可能なシステムに構築してまいりたいというところで、当委員会での様々な議論もあったかと思いますが、経費の節減等も含めて、事業の見直しを図る上で、このシステムの導入に向けて検討してまいったところでごぞいます。

このシステムを構築するに当たりましては、まず、放置自転車が駅前で発生するところで、警告の札を貼りに行かせていただきます。これはシルバー人材センターなどで委託をさせていただいている内容でごぞいます。その後、市職員立会いの下で、民間委託によりまして、長時間放置されている部分については、移動、保管をさせていただいているところでごぞいます。

その後、近畿道高架下の放置自転車等の保管事務所で保管をさせていただきます。この管理業務に当たりましては、シルバー人材センターで管理をいただいているところでごぞいます。

もちろん、持ち主の方が引取りに来られた場合には保管料を頂いて、お返しをさせていただくという内容が含まれております。ただ、この放置自転車を移動、保管する場合に盗難車の場合でごぞいます。その場合、防犯登録情報等を照会するために警察署に情報照会をした中で、盗難に当たるかどうかの確認もさせていただいております。

ご高齢の方が作業に従事されているところと、情報が手入力であったりだとか、ヒューマンエラーの観点もごぞいます。この一連の業務をきちっと情報共有を図る中、作業量の軽減と、見直しをさせていただく内容でごぞいます。

あと、先ほど申し上げました警察署との

情報連携につきましては、警察署と市役所を結ぶオンライン化、これによりまして、情報漏洩等の事故等がないよう図ってまいるシステム構築となっております。

あと、この放置自転車を移動、保管させていただくに当たりましては、事務作業的な部分が非常に多大でごぞいましたので、これら経費の削減に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、26番目の地域公共交通協議会補助金の内容でごぞいます。

先ほど委員からご指摘いただきましたように、2月26日に第1回目の協議会を開催させていただいたところでごぞいます。今年度につきましては、委員報酬のみでさせていただいております。来年度のこの協議会補助金の内容といたしましては、協議会と合わせて分科会、それと先進事例等の情報収集で、旅費を計上させていただいて、ほかに、事務経費に係る消耗品等を計上させていただいているところでごぞいます。

続きまして、27番目、自転車用のヘルメット着用の周知・啓発のお問いでございます。

昨日、警察庁から、昨年の交通事故の統計が公表されております。委員がご指摘のとおり、自転車乗用中の交通事故での死者数で約5割の方が頭部に致命傷を負われているということでごぞいます。

ヘルメットを着用されていない方の致死率は、着用者に比べまして、令和元年から令和5年までの5年間の合計で1.9倍、つまり約2倍高いことがお示しされているところでごぞいます。

大阪府におきましても、全国ワーストワンの交通事故の死者数でごぞいます。それを受けて、府警本部から摂津警察署管

内におきましても、かなり交通事故に対しての啓発指導と重点的な取締りも含めて、自転車関連事故が多いという事実もございます。それらを受けまして、本市におきましても、警察署と連携いたしまして、今後また春に行われますが、春の全国交通安全運動、この運動は秋にもございます。そういう機会、あと各交通安全運転教室、これはご高齢の方、幼児の方を含めて、小学校3年生につきましては、各小学校で自転車の乗り方とか、保護者も含めて、周知・啓発の活動を行っております。

また併せまして、第三中学校、それから、摂津郵便局前におきましては、警察官も立会いの上で、実地で指導啓発に取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

○三好義治委員長 杉山課長。

○杉山都市計画課長 質問番号28番、3D都市モデル活用事業に係る質問にお答えいたします。

まず、テレメーター使用料につきましては、市内水路に設置しております水位計25か所の水位情報をデジタルツインプラットフォームに送信する機能に係る使用料でございます。

次に、デジタルツインプラットフォームの活用ビジョンについてでございます。3D都市モデルを活用した取組としまして、水路の水位情報の重ね合わせに続き、河川の水位情報の重ね合わせを行いたいと考えております。そのほか3D都市モデルの活用につきましては、国のPLATEAU（プラトー）のホームページで様々な事例が公開されておりますので、これらを参考に、本市にとって有効な活用ができるよう庁内各課と情報共有などを図りながら、検討を進めてまいりたいと考えております。

デジタルツインプラットフォームの活用については、先日、用途地域図のデジタル版を公開したところでございます。こちらは、都市計画課職員自らが行ったもので、今後も引き続き、市の施設などの情報を公開していきたいと考えております。

以上でございます。

○三好義治委員長 江草副理事。

○江草建設部副理事 建築課に係ります2点の質問にお答えさせていただきます。

まず1点目、特定空家の現状、今後の見通しのお問い合わせでございます。特定空家につきましては、今後の見通しを予測するのは難しいかと考えております。今年度、正雀の特定空家につきましては、解消してまいりました。特定空家を増やさないことを本市としては注力しておるところでありまして、空き家に限りませず、住居につきましては、所有者が適切な管理を行っていかねば状態の悪いものになってまいります。特に空き家につきましては、所有者がそこに住んでおられないということで、管理が不十分になる可能性が高うございます。そのことから、所有者に対しまして、適切な管理をしていただくように、今後も、早目早目の助言、指導を行うことによりまして、特定空家を増やしていかないという形で、今後も空家の対策を進めてまいりたいと考えております。

2点目であります。狭隘道路整備事業についてでございます。

令和4年度の実績についても少のうございました。今の制度につきましては、令和3年度より新たな制度としておるところでございます。重点区域を指定しております。補助案件がこの区域の中で少なかったということが、件数が少なかった結果になっております。

狭隘道路の解消につきましては、市民の安全・安心、これを確保する上で大変重要な事業であると考えております。これにつきましては、時間をかけてでも整備していかないといけないものと考えております。

新制度になりましてから、令和3年度以降、実績を検証した中で、主要事業一覧でもご案内させていただいておりますけど、令和6年度につきましては、制度の改正を行いまして、この制度内容を充実させていくという考えを持っております。

以上でございます。

○三好義治委員長 暫時休憩します。

(午前11時51分 休憩)

(午後1時1分 再開)

○三好義治委員長 塚本委員。

○塚本崇委員 答弁ありがとうございます。

それでは、2回目に移らせていただきます。

まず、地方債の発行についてでございます。この点については、副市長からのご答弁、ありがとうございます。

考え方としては、地方債全体では10年前、平成25年頃が140兆円余りで、そこからピークアウトして、現在令和5年度末で193兆円程度の地方債の残高、その中で臨時財政対策債が少しずつウエートを増してきたという状況があったかと思っております。臨時財政対策債自体も、時限措置が令和7年で終わるかもしれない。延長されてきていますので、これについては縮小傾向にあるのかと思いつつも、今後注意して見ていくべき財政の部分なのかと思っております。

大型の公共事業等々で発行が続くと、どうしてもその部分、受益者負担になるのか、それともそれが後世のつけになるのか

は、一定議論すべきところであるかと思っています。そういった意味では、投資的発行であれば大いに歓迎するわけですが、言い方がすごく難しいかもしれませんが、地域のガス抜きのような市債再発行だとこれは投資としてはなかなか難しいのではないかと考えておる部分があります。これは私の意見としてとどめておこうと思います。今後もこの辺は見させていただきます。

続いて、経常経費と政策経費のギャップについてです。

選択と集中という概念に対して分散と修繕ということがありました。どこに選択を置くかについては、市長の市政運営の基本方針にもありましたように、例えば重層的支援の部分に集中することによって、これを補うことができるのかというところも一定理解はできていると思っています。ただ、今後膨らんでいく経常経費をどのようにやっていくかに対しては、国の動きも非常に重要になってきていまして、大阪維新の会の国会議員団である日本維新の会では、後期高齢者も3割負担をお願いしたいということで政策の発表をしております。それは、労働層が負担するのではなく、受益者負担である一定のお願いをしなければいけない、これは国の動きとしてもやっていかなければいけないし、それに合わせて市政運営もやっていくべきかと思っております。これについても意見にとどめさせていただきます。

続いて、会計年度任用職員の勤勉手当の部分ですが、理解いたしました。

それから4番目、繰出金についても、児童手当の部分と、令和10年度頃で10億円ということで、理解いたしました。

この辺の公共インフラの部分について

も、今後は負担が大きくなっていく部分があるかもしれませんので、また引き続き見ていきたいと思えます。これも意見だけにしておきます。

続いて、総務課です。行政不服審査ですが、これは要望になります。

行政の行ったことに対する不服があればということで、分かりました。ただ、これは市長公室で議論させていただきたいと思っております。現在の市で設けられているコンプライアンス規定では、市民から職員に対するハラスメントなどへの対応はありますが、職員から市民へのハラスメントに対しての規定が今抜けている状態だと感じています。ですので、そこについてはまた後日、議論したいと思えます。これも要望にしておきます。

6番目、郵送の部分については確認できました。ありがとうございます。よろしくお願ひします。

庁内印刷ですけども、電子決裁は早めに導入していただきたいと思えます。私、民間にいたときも20年ぐらい前からもう電子決裁は導入されておりました。今でも我々はサインで済むところが、皆さん押印されているのが多々見られます。ここはペーパーレスへの取組を含めて、もう一段階ギアを上げて取り組んでいただきたいです。

続いて8番目です。第30集会所の解体に至った経緯等々、分かりました。十分周囲に注意を払ってやっていただきたいと思えます。片田ハウスについても来年度調査、再来年度解体ということで認識いたしました。

寄附していただけるのは非常にありがたいところではありますが、その後の処理はなかなか難しいところがあると思いま

す。一定こういったところで市が負担しなければいけないところも抑制することが今後の方針として一つ必要なかと思えます。よろしくお願ひいたします。

11番目に移ります。11品目、118名に対して生理用品が72個ということでご答弁いただきました。基本ベースでいくと、石川県でも報道されていますように、どうしてもその辺、実情とギャップがあるのではないかと指摘されています。現場からの意見も取り入れていただいて、十分な量を確保していただくよう、要望としておきます。

12番目でございます。市たばこ税についてですが、見解についてお伺ひいたしました。

昨年度も決算においてはかなりギャップが出たということで、令和6年度もそのギャップがある程度出てくるのかと思えます。ここはもう横断的に取り組んでいただいて、必要な財源ではあるけども、健康を標榜する都市としては卒煙していただくという意思を持っていただきたい。これは組織横断的に取り組んでいただいて、卒煙ブースの設置をぜひお願ひしたいと要望しておきます。

13番目です。令和4年度と同程度を見込んでおられるということで理解いたしました。ありがとうございます。

これも少し語弊があったかもしれないですけど、昨今の政治と金の問題によって、一部確定申告のボイコットなどという言葉が流れております。それによって不納欠損だとか滞納とかにならないように、納税はあくまで義務だということでしっかり呼びかけていただきたい。これも要望とします。

14番目です。DX推進です。移行困難

システムでないのは聞いていましたので、あとはその差分を埋めていくところだろうと思います。そこについてはオンスケジュールでしっかり進めていただくようお願いいたします。要望とします。

チャットボット機能についてです。答弁にもありましたように、入力されたキーワードによってニーズ抽出はできると思います。これは代表質問でも言わせていただいたのですが、優先度をつけて、ニーズを抽出して、オープンデータ化もしっかり取り組んでいただきたい。これも要望とします。

16番目でございます。水みどり課です。財源について、差分があったということで、了解いたしました。ありがとうございます。

17番目、3号街区公園整備です。大屋根整備を令和6年度でやり切ってしまうとのことで受け取りました。これについても、より魅力ある公園の創出に向けてしっかり取り組んでいただけたらと思います。よろしく申し上げます。

続いて、テレメーターシステム、残り1か所とのことです。これは都市計画課とも絡んでくると思うのですが、テレメーターシステムの利用というところで、ここは組織横断的に連携をしていただいて、より効果的な運用を要望したいと思います。

19番目です。水位計設置工事、残り4か所とのことで、こちらも理解いたしました。ありがとうございます。よろしく願いいたします。それをまた目に見える形でやっていただければと思います。

20番目、水路しゅんせつです。結構自治会員でも、月1回やったりするのですが、なかなか最近は人手不足などもあります。なおかつ、さらうところがなかなかできなかつたりもするので、そこについてはまた

引き続きやっていただくようによろしく申し上げます。

21番目、内水氾濫の部分です。番田流域でシミュレーションを行うというお話だったかと思います。

これこそ広域的な取組であって、これは後の地域公共交通にも参考になると思います。あくまで市域内にこだわらないという流れは、他市域からつながっていて他市域へ出ていくという動線、そこをしっかりと意識していただいてやっていただくのがいいのかと私は思っております。そこはまた今後、シミュレーションできたら、ぜひ見せていただきたいので、よろしく申し上げます。

21番目です。都市再生地籍調査です。これは7から8%とのことですが、大きな災害が起こった場合、特に水害等が起こった場合、地籍調査でしっかりと道路復旧を定めることが何よりも迅速に行わなければいけないことかと思っておりますので、引き続き取り組んでいただきたい。7から8%というとまだ不安なので、もっと進めていただけたらいいと思います。

低濃度PCBです。これも令和6年度、5橋分とお伺いしました。

橋梁長寿命化は、たしか30橋を点検すると聞いております。そういう低濃度でもPCBを使っているような部分があれば、これも引き続き除去していただくようお願いいたします。要望とします。

24番目、データベース使用料ですけど、容量によるものだということで、おおよそ理解いたしました。えらい取るなと思っております。そこは仕方がないのかと思いつつも、ただ、そのデータセンターが海外にあると先ほどおっしゃっていました。そこについては一定、不安要素を覚える部分が

ありますので、その辺は一度また確認していただきたい。

続いて25番目です。道路交通課です。放置自転車等管理システムです。

これは2回目を聞かせてください。令和4年度、442台ということですが、その引取率はどの程度あるのかと、放置自転車の3か月後の処分方法について、お教えください。

公共交通についてです。分科会の視察ということで、理解いたしました。

先ほど申し上げたように、交通は市域内だけじゃなく、市域外から入って市域外へ流れるところを意識していただいて、横断的に取り組んでいただくように、またこれもお願いいたします。

交通安全啓発です。統計にも出ているように、自転車用ヘルメットの無着用による重大事故がないよう、しっかりと啓発に取り組んでいただき、それが無理であれば、それこそ公共交通の出番であったり、近場で歩くこと、つまりウォーキングを推奨していただくようにお願いします。要望とさせていただきます。

28番目です。テレメーター使用料は先ほど申し上げたとおりです。有効活用と横断的な取組をよろしくお願いいたします。

デジタルツインプラットフォームです。これも、今後のビジョンをお話ししていただいたわけですが。地籍調査とか、そういったデータを入れ込むと、災害復興に対して、また変わった見え方ができるのではないかなと思いますので、そういったことにもどんどんチャレンジしていただきたい。要望としておきます。

30番目、特定空家について、現在はなしのことです。ただ、特定空家になりそうなところは結構通報が入っているとの

認識でいます。またそこが特定空家にならないようにお願いします。

最後です。狭隘道路です。まだまだ狭隘道路が多い部分があります。本当に暗黙の了解で道の譲り合いをしている部分はかなり多いです。そこについては、徐々にでも解消できるようにお願いいたします。

質問1点のみで、よろしくお願いいたします。

○三好義治委員長 寺田副理事。

○寺田建設部副理事 2回目のお問いでございませぬ。

放置自転車等の返却率につきましては、令和4年度の事務報告書に既に記載をさせていただいております。事務報告書の268ページで、移動台数につきましては先ほど述べましたように442台です。その内訳といたしましては自転車435台、原付が7台でございます。返却させていただいた台数につきましては、235台です。内訳といたしましては自転車228台、原付が7台でございます。返却率といたしましては53.2%となっております。ただ、返却台数につきましては、過年度分の持越しの部分の移動分も含まれておりますので、当該年度だけで完結するわけでは決してございませぬ。

続きまして、引き取り手のない自転車の扱いでございます。基本現物保管といたしましては3か月という形でさせていただいております。その後、人生100年ドライブ事業をさせていただいておりますが、使えそうな自転車、修繕して乗れるような自転車も多分に含まれております。そちらにつきましては、ご高齢の方で運転免許を返納された方に無償譲渡の場を設けてまいりました。

今年度におきましては、2回実施をさせていただいております。そういう形で返還

する部分と譲渡する部分、それからそれ以外のストックしている部分につきましては、令和5年度、近畿自動車道高架の橋脚の工事がございますので、スクラップ処分とさせていただきます。

こちらは自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律というものがございます。そちらで移動保管した旨の告示を本市でさせていただいてから6か月を経過した部分については、自転車の所有権自身が市へ帰属されるということでございますので、スクラップ処分という措置を講じさせていただいておるところでございます。

以上でございます。

○三好義治委員長 塚本委員。

○塚本崇委員 では最後に、要望させていただきます。

引取率が大体おおよそ53.2%で、残り200台余りが譲渡なりスクラップなりとなってくるかと思えます。ただ、循環型社会においては、スクラップはできるだけ避けていこうという考え方でいくと、ジモティーというものがありますが、地域で譲渡するようなサービスもあります。そういった地域で引き取っていただける方があれば譲っていくことも一定検討を行っていただければと思います。

私からは以上です。

○三好義治委員長 次に。

香川委員。

○香川良平委員 それでは、令和6年度の予算について質問をさせていただきます。

質問番号1、予算書20ページ、固定資産税についてお聞きいたします。

令和5年度当初予算と比較をいたしまして1億800万円増額となっております。内訳を見ますと、土地が2,800万

円増、家屋が1,900万円増、償却資産が6,100万円増となっております。それぞれの増えた要因についてお聞かせください。

質問番号2、予算書50ページ、財産貸付収入の土地貸付収入、資産活用課です。2,460万5,000円についてお聞きをいたします。

令和5年度当初予算等で比較をして79万3,000円増加しております。増の理由についてお聞かせください。

質問番号3番、予算書50ページ、不動産売払収入の土地売払収入、資産活用課についてです。旧別府公民館の土地を売却する予定で、令和5年度当初予算にも同額が予算計上されておりました。売れなかったということで、令和6年度にも予算が上がっているわけではありますが、進捗状況についてお聞かせください。

質問番号4番、予算概要20ページ、FM推進事業についてお聞きいたします。

主要事業一覧において、目視が困難な高所の点検にドローンを活用しますとあり、施設点検委託料として203万5,000円が予算計上されております。

1回目で、この取組内容についてお聞かせください。

質問番号5番、予算概要24ページ、DX推進事業についてお聞きをいたします。

主要事業一覧において、業務の効率化に向けテキスト生成AIを導入するとあり、114万4,000円が予算計上されております。テキスト生成AIを導入することで、業務削減時間はどのくらいを見積もっているのかについてお聞かせください。

質問番号6番、予算概要34ページ、収納事務事業についてお聞きをいたします。

収納システム改修委託料122万1,0

00円が予算計上されており、システム改修が必要な時期に来ているのと認識しております。改めてこの収納システム改修の概要についてお聞かせください。

質問番号7番、予算概要86ページ、違法駐車追放事業についてお聞きします。

交通指導業務委託料として651万9,000円が予算計上されております。令和6年度の取組についてお聞かせください。

続いて質問番号8番、予算概要88ページ、放置自転車等対策事業についてお聞きします。

自転車等保管事務所管理委託料が約150万円、放置自転車等対策指導委託料が約370万円、前年度対比で減額となっております。これは放置自転車の数が減ってきているから減額になっているのかと推測しますが、要因についてお答えください。

質問番号9番、予算概要90ページ、街路灯修繕事業についてお聞きします。

道路照明灯点検業務委託料として682万7,000円が予算計上されております。前年度対比で82万7,000円が増額となっておりますが、要因についてお答えください。それと併せて令和6年度の取組についてもお聞かせください。

質問番号10番、予算概要90ページ、交通安全対策事業についてお聞きします。

主要事業一覧において、自転車通行空間（矢羽根型路面標示）を整備するのと、通学路等交通安全プログラムに基づき、グリーンベルト等の設置工事を実施しますとあります。それぞれの概要についてお聞かせください。

質問番号11番、予算概要92ページ、阪急正雀駅前道路改良事業についてお聞きをいたします。

この事業、広場計画が頓挫をして、道路

拡幅のみ行うことになったわけですが、危険な箇所というのは変わりありませんので、一刻も早く事業の完成を願っております。

1回目で、令和6年度の取組、どんなものかお聞かせください。

質問番号12番、予算概要94ページ、多世代同居・近居支援事業についてお聞きをします。

既に令和5年度予算において住宅取得補助金、住宅リフォーム補助金、転居補助金の三つ全てが予算額に達したということで受付を終了しております。一定のニーズがあるとのことで、令和6年度予算において支援補助金を前年度と比較して120万円増額していただきましたが、120万円の根拠についてお聞かせをください。

続いて質問番号13番、予算概要98ページ、公園維持管理事業についてお聞きします。

平和公園に仮設のキャンプ場施設を整備するとのことで1,125万円が予算計上をされております。仮設キャンプ場というのがイメージできないので、どんなキャンプ場になるか説明をお願いします。

続いて質問番号14番、予算書176ページ、予算概要106ページです。防災対策事業の表示板製作委託料についてお聞きします。

避難所表示板の記載内容に、河川氾濫時の想定浸水深やピクトグラム等の情報を追加するとのことでありますが、この取組の経緯、目的について1回目にお聞きします。

続いて質問番号15番、予算概要106ページ、防災資機材及び備蓄用品整備事業の消耗品費についてお聞きをいたします。

消耗品費が前年度対比で約2倍と大き

く増額となっております。まず、その理由についてお聞かせください。

最後16番です。補正予算書の20ページ、減債基金繰入金、補正額が16億768万1,000円となっております。一般会計に繰り入れるとのことで、議案第34号で減債基金条例を廃止する議案が出ています。3月29日から施行するとなっております。全額一般会計に入れると思いますが、これは全額を入れることでゼロになるのか、確認の意味で質問します。

以上16点です。お願いします。

○三好義治委員長 中尾課長。

○中尾固定資産税課長 それでは、固定資産税課に関わります質問にお答えをいたします。

令和6年度固定資産税等の歳入の増加の理由について、説明をさせていただきます。

土地につきましては、公定地価評価、一部住宅地において下落は見られるものの、千里丘駅や阪急沿線沿いの地域の上昇、また安威川以南幹線道路に隣接する商業地での上昇が見られることから、それに伴う周辺道路の路線価が上昇しております。

このことから、前年比約0.7%増の40億4,000万円と見込んでおります。

家屋につきましては、新築家屋が滅失家屋の評価を上回ること。また、建築物価の変動を勘案した再建築費評点補正率の上方改正による評価額があまり下がらないことを勘案いたしまして、前年比約0.6%増の30億3,000万円を見込んでおります。

併せて、都市計画税につきましても、同様の理由から、増額で予算計上させていただいております。

以上です。

○三好義治委員長 浅田課長。

○浅田資産活用課長 それでは、質問番号の2、土地貸付収入の増額理由でございます。

こちらは、昨年度廃止となりました旧市道千里丘44号線、2,604平米を隣接する芦森工業に売却をいたしました。この売却した土地ですけれども、地中埋設管がございまして、区分地上権を設定して、売却しております。その地中埋設管を布設しております関西電力、それから大阪ガス、NTT西日本からの賃料分が増額となっているところでございます。

続きまして、質問番号3、土地の売却収入の進捗状況についてでございます。

おっしゃっていただいたように、別府公民館用地、こちらは建物付で売却を見込んでおります。もう一つございまして、正雀本町1丁目の市民活動支援センターの跡地、こちらも見込んでおります。

現状、別府公民館については生涯学習課、それから市民活動支援センター跡地については自治振興課の所管でございまして、現在、土地の境界等の整理中でございます。整理でき次第、こちらに移管を受けまして、売却の手続を進めていきたいと考えております。

続きまして、質問番号4、FM推進事業の施設点検委託料についてでございます。

この施設点検についてでございますが、公共施設等総合管理計画に基づきまして、まずは施設所管課が施設点検を行いまして、修繕の必要性が高いと思われるところについては、資産活用課職員が現場に行って確認をしている状況です。

その中で、施設の構造上、どうしても屋上に上がれない施設もございまして、離れたところからの目視ですと、点検の精度が

落ちてしまうところがございます。こういった点検が困難な施設に対しまして、カメラ付のドローンを用いて、点検を行っていくものでございます。

以上でございます。

○三好義治委員長 下郡課長。

○下郡情報政策課長 それでは、質問番号5番の生成A Iに関する質問にお答えをいたします。

生成A Iにつきましては、驚異的なスピードで発展をしておるものでございます。近隣や先進的な自治体におきましても、様々実証実験あるいは導入等が進められておるものでございます。

本市におきましても、来年度にはまず、普段業務で使用しておりますチャットツール上で生成A Iの一種でありますチャットG P Tを利用できるような環境を整えるものを予定しております。

こちらにつきましては、一般論にはなっていますが、文章作成であったり、文章の補助であったり、あるいは要約であったり、例えばエクセルの関数であったりと、そういったところで効果的であるという報告も様々ございますが、実際にこれを使っていくのは職員になります。

それから、生成A Iにつきましては、課題も明らかになっておりまして、正確性に関して、回答をそのまま鵜呑みにできないであったりとか、著作権などを侵害する恐れもあるといった部分もございます。

ですので、まずは使う職員に対してしっかりと研修を実施いたしまして、A Iとの付き合い方等について学ぶことが大事かと考えております。その上で、質問の仕方につきましても、曖昧な聞き方をすると、それなりの回答になってしまいますので、効果的な使い方を見つけることが、最初の

ステップであると考えております。

また、A I技術につきましては本当に進歩が早いということで、現時点でチャットG P Tは、最新技術とはされておりますが、これも数年後どうなるか分かりません。A I技術に将来的にはついていくことが必要なスキルとなってまいりますので、今回導入することで職員に対して仕事のやり方を考えてもらう一つのきっかけになると考えております。

質問にありました、どれぐらい削減できるのかにつきましては、使い方によっては効果があると考えますが、定量的に何時間というのは現時点ではまだ出せていない状況でございます。

以上でございます。

○三好義治委員長 藤原課長。

○藤原納税課長 それでは、質問番号6番、納税課に関わります収納システム改修委託料についての質問に対してお答えをさせていただきます。

今回、システム改修につきましては、令和6年度の税制改正に伴うシステム改修を予定しております。内容については2点ございます。

まず1点目につきましては、森林環境税が令和6年度から導入されることから、それに関わる収納管理システムの改修につきまして、予算計上させていただいております。

そして2点目に関しましては、令和5年1月より軽自動車税に係る納付状況を軽自動車検査協会が軽J I N K Sにより確認できるようになっておりますが、令和7年1月より、二輪についてもそのシステムで対応できるようとなっております。このことから、収納情報システムを改修するために、予算を計上させていただいております。

以上でございます。

○三好義治委員長 寺田副理事。

○寺田建設部副理事 それでは、質問番号7番目の違法駐車追放事業の交通指導業務委託料に係る令和6年度の取組についてのお問いであったと思います。

こちらの事業につきましては、市の違法駐車等の防止に関する条例に基づきまして違法・迷惑駐車の防止のための指導・啓発に対する取組でございます。当然ながら取締り権限を有する警察署と連携した形でこの取組を行ってきたところでございます。

主に駅周辺の重点地区を指定しておりまして、千里丘駅の東側・西側、正雀駅周辺、それと事業活動を盛んに行われております鳥飼地域であったり鶴野地域、そういったところを巡回しております。その中で、駐車や停車状態の車両に対しまして、まず啓発ビラを、長時間いらっしやらないということであれば、運転手がおられない場合はワイパーに啓発ビラを挟むなどの取組をさせていただいております。一定時間経過後に、その場所に戻ってきた際に、まだ駐停車等の内容がありましたら、さらにスピーカー等の広報・啓発をさせていただいて移動していただくようお願いをしているところでございます。それでもなお、駐車状態が続くようであれば、警察署へ通報させていただく内容でございます。

続きまして、8番目の放置自転車等対策事業の自転車等保管事務所管理委託料と放置自転車等対策指導委託料の令和5年度当初予算からの減少している理由のお問いであろうかと思っております。

こちらにつきましては、先ほど塚本委員のご質問でご答弁させていただいたとおり、放置自転車の対策事業、一連の業務の

中でシステム導入によりまして、一定作業内容等の見直しを図らせていただこうと考えております。

この管理事務所の管理につきましては、先ほどご答弁申し上げたとおり、シルバー人材センターの管理でございます。あと放置自転車の対策指導につきましても、来年度はシルバー人材センターへ一本化していくことで今進めさせていただいております。放置自転車のボリューム感もかなり減少してきているので、先ほど議論がありましたように、選択と集中ということもございまして、その作業時間の軽減も図ってきております。

そういった内容で、これら二つの委託料に関しましては、業務量、業務委託料の軽減に努めているところでございます。

以上でございます。

○三好義治委員長 西課長。

○西道路管理課長 それでは、質問番号9番、街路灯修繕事業におけます道路照明灯点検業務委託料に係る令和6年度の取組と令和6年度当初予算額の増額理由についてお答えいたします。

現在、道路照明灯は市内に1,000基以上ございまして、道路管理課では職員による道路の日常パトロールや、年1回おおむね10月頃に全基数を対象に夜間の点灯状況を確認する点検を行っております。またこれに加えて、市民からのL o G oフォーム及び電話等による情報提供などを基に、これら施設に係る日常の維持管理に努めておるところでございます。

さらにこれらに加えまして、毎年施設のうち50基を対象に道路照明施設点検業務委託を発注しておりまして、大阪府や国の点検の要領などを基に、知識と経験を有する点検員による点検を実施しており、こ

れを委託しているところでございます。

点検内容につきましては、灯具や梁、支柱などの部材を対象に、地上及びはしごや高所作業車などを利用した目視や触診、打診などを行い、部材の亀裂や腐食、変形などを確認いたします近接目視調査と、支柱の地面との境目にある地際部の腐食状況を確認することを目的としております非破壊調査を行っておりまして、点検後にはこれら点検結果を基に照明等の健全度を判定しているものでございます。また、点検時においてはナットの締め直しなど、応急措置も併せてここで行って実施しております。令和6年度につきましても、50基の点検を今のところ予定しております。

また、令和6年度の予算額の増額理由につきまして、点検は専門家による点検を行いますことから、最近の労務単価の上昇により増額となったものでございます。

以上でございます。

○三好義治委員長 寺田副理事。

○寺田建設部副理事 質問番号10番目の交通安全対策に係る事業内容のお問いでございます。

まず1点目、矢羽根型路面標示の概要でございます。こちらにつきましては、自転車活用推進計画に基づきまして、自転車通行空間の計画的な整備、これに伴いまして自転車の安全利用の促進を図るため、車道の左側に、青色の矢羽根型路面標示、それと自転車型のピクトサイン、これによって自転車利用者の走る通行区分、それと併せまして、歩道から自転車を下ろさせる。また車道では、自動車の車両から見える形でここは自転車が走る場所ですよという意識づけを行うために整備を図ってきたものでございます。

当然ながら、効果としましては自転車利

用者に交通ルールを守っていただけるところと、歩道における歩行者と自転車の衝突事故防止というところでございます。なおかつこういうネットワークを構築することによりまして自転車利用を促していくという効果を見込んでおります。

続きまして、グリーンベルトのお問いでございます。

これは通学路対策で実施をさせていただいております。教育委員会と警察署と道路管理者、合同での通学路の交通安全プログラム、これに基づきまして、通学路の安全確保に関する取組でございます。

これは平成24年に亀岡市、令和元年に大津市、令和3年に千葉県八街市で、児童が歩車分離されていない道路において交通事故により死傷者も出たという痛ましい事故を受けて、緊急合同点検を行って、令和3年度から取り組んでまいったところでございます。

3か年の緊急合同で実施をしている事業につきましては、この令和5年度に前倒しをさせていただき終了したところでございます。

残りの通学路の対策で必要な箇所ということで、学校側、警察側と協議させていただいた箇所については、令和6年度に取り組んでまいりたいと考えております。

こちらにも効果といたしましては、歩行者の通行空間の明確化、それと車のドライバーが緑色を見ることによりまして、速度抑制の期待もでございます。それと併せて、外側線と申しまして、緑色と合わせて白線も入れますので、歩行者との接触防止、これらの効果を考えているところでございます。

以上でございます。

○三好義治委員長 寺田副理事。

○寺田建設部副理事 11番目の正雀駅前の取組でございます。令和6年度を取組でございます。

当委員会でのさきの協議会においてご報告をさせていただいたとおりでございます。広場計画断念後の道路拡幅事業に専念してまいりため、さきの代表質問でもございましたように、地権者に寄り添いご理解ご協力を求めていくというスタンスで、我々も引き続き丁寧に説明を行って、道路用地の拡幅を進めてまいりたいと考えております。

令和6年度につきましては、令和4年度に道路用地としてご協力いただいた方で残地の提供を申し出させていただいている方がございます。そちらにつきましては、その残地取得の土地購入費、それと、それに関わります不動産鑑定手数料並びに取得後の仮舗装、アスファルト舗装の修繕料と、これらを見込ませていただいているところでございます。

以上でございます。

○三好義治委員長 江草副理事。

○江草建設部副理事 多世代同居・近居支援事業についてのご質問にお答えさせていただきます。

本事業につきましては、補助項目といたしまして、住宅取得、住宅リフォーム、転居、この三つの補助メニューを設けております。

現在、住宅取得、住宅リフォームにつきましては、補助の受付を終了しておりますけど、住宅転居につきましては引き続き実施中でございます。

この事業につきましては令和3年度、令和4年度と、2年度続けまして予算が途中で枯渇したという状況を見まして、この2か年と、令和5年度の上半期の申請の内容、

状況を検証いたしまして、令和5年9月に、令和5年度一般会計補正予算(第5号)で550万円の増額補正を認めていただいたところでございます。

この補助につきましては、補助事由が発生しまして1年以内の申請ができるという補助制度になっておりまして、検証した中でこの550万円に相当するところにつきましては、前年度に補助の事由が発生したということで、この補正をしたことによって、一定前年度発生の部分については解消されたものと思っております。

委員がお問いの120万円の増額でございます。これにつきましては、令和3年度、令和4年度及び令和5年度、この補助の内容を検証しまして、住宅取得にかかる補助3件分を上乗せし、令和6年度補助の予算要求をさせていただいております。

以上でございます。

○三好義治委員長 宮城課長。

○宮城水みどり課長 それでは、水みどり課のご質問であります13番目、平和公園に仮整備されるキャンプ場施設についてお答えいたします。

鶴野地域における公共施設再編に伴いまして、鶴野第2公園を廃止することにより、環境センター跡地に高台公園が整備されるまでの約5年間、鶴野第2公園内にありますキャンプ場施設が使用できなくなります。住民説明会の中でも、他の公園でこのキャンプ場施設が使用できるようにとの要望もございました。そのご要望もあつたことから、令和6年度には一時的な代替施設としまして平和公園内に仮設のキャンプ場施設の整備を行ってまいります。

施設としましては、キャンプ場施設をご利用いただいております団体関係者の

方々などの意見も聴きながら、鶴野第2公園に設置されております、かまどや洗い場などを設置し、新たにその施設を使うにあたって必要である上下水道の給排水設備を行ってまいります。

また、環境センター跡地の高台公園完成後につきましては、地元住民の皆様や関係団体の方々とのワークショップを通じまして、高台公園にキャンプ場施設を再度設置してほしいという話が上がり、そのような意見を取り入れた際には、この仮設キャンプ場の施設を移設し再利用してまいります。平和公園での利用者や地元の声等により、引き続き平和公園の仮設で備えましたキャンプ場施設を使用していきたいという強い要望等の声がありましたら、改めてその施設を残していくことも検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○三好義治委員長 丹羽理事。

○丹羽総務部理事 質問番号14番、防災対策事業の表示板製作委託料についての質問にお答えいたします。

現在本市では、地震発生時に避難所として活用する施設が29施設ございます。このうち、千里丘小学校、千里丘公民館、旧三宅小学校の3施設は、地震時にも水害時にも避難所として活用いたしますが、このほかの26施設は浸水想定区域内に立地していることから、水害時には緊急避難場所として活用することとしております。

多くの施設が避難所と緊急避難場所を兼ねますことから、出前講座やワークショップ等の際に、参加者からこの区別について分かりにくいとの意見も伺っております。

また、本市の住民基本台帳に基づく人口動態によりますと、外国人人口は増加傾向

となっております。さらに水害リスクの高い本市では、広域避難の必要性の啓発活動も進めていかなければなりません。

避難所表示板の更新はこうした経緯を踏まえ、市民の適切な避難行動の促進を目的に実施してまいります。

続きまして質問番号15番、防災資機材及び備蓄用品整備事業の消耗品費についての質問にお答えいたします。

防災危機管理課では、毎年避難所に備蓄している避難者用の備蓄食料や飲料水を消費期限に応じて更新しております。令和6年度は、それらに加え、市役所に備蓄しております職員用の備蓄食料や飲料水も消費期限が近づくことから、避難者用の備蓄食料や飲料水と合わせて更新するために、対前年度比で269万3,000円の増額となっているところでございます。

以上でございます。

○三好義治委員長 妹尾課長。

○妹尾総務部副理事 それでは、質問番号16番、令和5年度の一般会計補正予算書20ページにございます減債基金繰入金についてのご質問にお答えをいたします。

減債基金条例の廃止の条例が本議会で上程されていると、それによって廃止をした場合に、基金の全額を繰り入れるものかとの質問でございました。

おっしゃるとおり、廃止をした場合にその基金をどうするかは、この補正後の予算で全額減債基金を繰り入れしまして、広く活用を考えております。このことから、財政調整基金に積み立てる予算を計上させていただいているところでございます。

以上でございます。

○三好義治委員長 香川委員。

○香川良平委員 それでは、2回目の質問をさせていただきます。質問番号1番、固

定資産税についてでございます。

増加の要因についてご答弁いただきまして、理解をいたしました。

固定資産税においては、J R 千里丘駅西地区再開発など、住宅開発がまだまだ予定されていることから、今後も増える傾向にあると考えております。

2 回目に質問させていただきたいのは、今後の固定資産税の推移をどのように分析されているのかについて、お聞きします。

質問番号 2 番、財産貸付収入の土地貸付収入について、これは答弁で理解いたしました。

次に、質問番号 3 番、不動産売払収入、別府公民館について、進捗状況を答弁いただきました。

この予算に上がっている 4, 4 8 9 万円の積算根拠についてお聞きしたいと思っております。どういう計算をしているのか、路線価ベースで予算を算出しているのか等々、根拠について一度教えてください。

質問番号 4 番、F M 推進事業です。答弁で理解しました。目視が困難な箇所においてドローンを活用することが大変効果があると理解いたしました。

2 回目もお聞きしますが、予算が 2 0 3 万 5, 0 0 0 円上がっているのですが、具体的にどこの点検をするのかと、1 回の点検で幾らとか、単価の契約があるのかどうかと、その詳細について教えてください。

質問番号 5 番、D X 推進についてです。生成 A I を導入することによって時間の削減は読みにくいとのことでした。

行政経営戦略で、A I や R P A の利活用によって、業務削減の目標が令和 7 年度で 1, 0 0 0 時間となっております。これに向けて取り組んでいかないといけないわけではありますが、今回生成 A I を導入しま

す。行政経営戦略の目標にどう反映されていくのかという意気込み等々でも結構です。その辺を答弁いただきたい。

質問番号 6 番、収納事務事業についてです。システム改修について答弁いただきました。

2 回目に聞きたいのが、コンビニ収納代行業務委託料が約 1 0 0 万円、コンビニ収納データ伝送委託料が約 3 0 万円、対前年度比で増加をしております。逆に、口座振替データ伝送委託料は約 7 0 万円減額となっております。それぞれの増減理由について教えていただきたい。

質問番号 7 番、違法駐車追放事業についてです。

令和 4 年度の事務報告書を見ますと、年間で啓発ビラが 8 1 0 万円、警告ステッカーが 4 7 6 枚と報告があります。それなりに違法駐車をする方がいると思っております。

その中で、通報件数が 1 件だけになっています。何でもかんでも通報すればいいというものではないと理解していますが、少ないと感じました。どのような状況になれば通報までいくのか、例えば、3 0 分、1 時間駐車していたら通報まで持っていきますよという基準があるのかが気になる部分であります。その点について教えていただきたい。

次に、質問番号 8 番です。放置自転車であります。減額になっている理由について答弁をいただきました。

先ほど来からありましたとおり、ピーク時から放置自転車の数が大分減っている、時間の見直しもしているということで減額になっているとのことでありました。これについても理解しましたので、結構でございます。

質問番号9番、街路灯修繕事業についてでございます。年間50基の点検、また、修繕等々を行うことで理解いたしました。

2回目にお聞きしますが、街路灯は水銀燈を使っているのと蛍光灯を使っているところもまだまだあると認識しております。修繕のときには、LEDに変えていくと思います。

LED化は進めていったほうがコストパフォーマンスもいいと思います。計画が現段階ではないとのことですが、街路灯でLED化したところはどれぐらいあるのかそういうのがもし分かれば教えてください。

質問番号10番、交通安全対策事業についてであります。

グリーンベルトは3か年計画で、理解いたしました。矢羽根型路面標示の部分で聞きたいのですが、主に市道で整備されていると思います。計画はどうなっているのか一度聞いておきます。

質問番号11番、阪急正雀駅前の道路改良事業についてでございます。令和6年度の取組について答弁をいただきました。

こちらに関しては、本当に地権者に対して寄り添って、信頼関係をまた再構築できるように、より丁寧な対応をしていただきますようによろしく申し上げます。

この質問も以上です。

質問番号12番です。多世代同居・近居支援事業についてでございます。

ホームページを見ただけで転居補助金までやっているのは知りませんでした。

聞きたいのが、令和5年度住宅取得補助金と住宅リフォーム補助金はもう打ち切ったということで、令和5年度に申請できなかった数がどれぐらいいるのか気になります。その点をご答弁いただきたい。お

願います。

13番です。公園維持管理事業についてでございます。

答弁いただいて、何となく理解しました。平和公園に仮設で置くけど、ずっと置いてほしいという要望があったら考えるとのことでありました。

鶴野の高台公園のところに、お声があれば置きますが、それは平和公園から移設することになります。大変いいことだと思っておりますが、よく検討していただきますようお願いいたします。

14番です。防災対策事業の表示板製作委託料についてです。経緯、目的について答弁をいただきました。理解しました。

2回目で聞きたいのは、避難所表示板の記載内容に追加するというので、どんな情報を追加するのかという詳細と、設置場所と設置枚数について、お聞きします。

15番、防災資機材及び備蓄用品整備事業の消耗品費についてでございます。

現在の本市の備蓄食料・飲料の保有数について、2回目にお聞きします。

最後は、減債基金の繰入れについては理解いたしました。

以上です。

○三好義治委員長 中尾課長。

○中尾固定資産税課長 2回目の質問にお答えをさせていただきます。

固定資産税評価の指標となります地価公示価格から見て、今後の推移として考えさせていただきますと、令和5年の摂津市の公示価格は平均17万1,000円ほどございました。前年から、1,000円の上昇ということで、変動率は0.81%の上昇でございました。

令和5年には、コロナの第5類への移行によって社会活動が基本的には制限なく

なり正常化へ進んでいることから、公示価格も上昇に転じております。

令和6年の公示価格につきましては、3月中頃に発表とされておりますが、一部の住宅地域においては下落するものの、JR千里丘駅、阪急沿線地域での上昇、また、安威川以南、幹線道路に接する商業地域でも引き続き上昇していくものと見込んでおります。

以上です。

○三好義治委員長 浅田課長。

○浅田資産活用課長 それでは、質問番号3、土地売却収入の積算根拠についてでございます。

こちらは、委員がおっしゃっていただきましたように、路線価に面積を掛けて、そこから、国土交通省のソフトで解体費を積算しまして、それを差し引いたものを予算額としているところでございます。

続きまして、質問番号4、施設点検委託料の詳細な内容についてでございます。

こちらは、屋上のみの撮影の場合は、1か所当たりで約12万円でございます。屋上と外壁、両方撮影する場合は1か所当たり約16万円で見積もっております。

屋上のみを13か所、屋上と外壁で2か所を想定しておりまして、実際の箇所につきましては、来年度の施設点検によって決定いたしますけれども、見積りの段階では、味生体育館であるとか、正雀体育館、つくし園、子育て総合支援センターの遊戯室などを想定しております。

以上でございます。

○三好義治委員長 下郡課長。

○下郡情報政策課長 それでは、質問番号5番の行政経営戦略の目標に向けてどう反映していくかの質問にお答えをいたします。

生成AIにつきましては、1回目でも申しあげましたように、なかなか定量的な効果の測定は難しいと考えております。

例えばですけれども、文書作成などを例にとりますと、全く何もない真っさらな状態から文章を作って、例えば1時間かかっておったとします。それを生成AIにたたき台を作ってもらおうというやり方に変え、出てきた答え、決して満点ではないと思います。手を入れないといけない、点数でいうなら80点ぐらいのものが返ってくるかと思っております。

それに対して手を入れることで、実際1時間かかっていたであろう作業が、例えば50分でできたと。こういったことの繰り返しで積み上げていくものと考えております。

冒頭、定量的な効果は難しいというお話はさせていただきましたが、同じように、他市でも研究事例はどんどん積み上げられていっております。そういった部分も調査研究させていただいて、何らか行政経営戦略にも反映できないかという目線で取り組んでまいりたいと思っております。

以上でございます。

○三好義治委員長 藤原課長。

○藤原納税課長 それでは、納税課に関する2点目の質問にお答えをさせていただきます。

まず、コンビニ収納代行業務委託料につきましては、コンビニで収納していただく場合に、令和5年度までは税別で1件当たり55円の手数料をお支払いしていただきましたが、収納代行業者を通じてコンビニ業者から、人件費の高騰等で1件当たりの費用を増やしていただきたいとの要望がございました。

当初、30円増の要望をいただいております。

ましたが、大阪府下の同じ収納代行業者を使っている市町村に確認したところ、同じ30円だったのですが、少しでも減額していただけないかということで、最終的には28円の増でご了承いただき、その結果、令和6年度予算として増額になっております。

続きまして、口座振替データ伝送委託料で、減額になっているのはなぜかとのお問い合わせだと思います。もともとは口座振替の伝送は、ISDN回線を使ってデータ伝送していましたが、現状はADP方式のコネキア回線を使用しています。それぞれの課で契約をしていたのを、これを機に契約を取りまとめて費用的に下げられないかとの相談をした結果、全体的に若干の契約金額の減少となりまして、今回、若干ではございますが予算の減少につながっております。

もう1点、コンビニ収納のデータ伝送の質問についてです。こちらにつきましても、先ほど申し上げましたように、令和5年12月で、ISDN回線が終了ということで、今後、先ほど申し上げましたデータ伝送方式に変えることになりました。ISDN回線では通信運搬費のみでしたが、ISDN回線終了後は伝送委託料が令和5年度より一部生じています。令和6年度は毎月生じることから、予算が上昇することになっています。

納税課からは以上でございます。

○三好義治委員長 寺田副理事。
○寺田建設部副理事 それでは、質問番号7番目の2回目のお問いでございます。

先ほど、通報の件数が年間を通じて少ないとのことでした。今年度、1月末時点でございますが、警察への通報案件は3件ございます。

明らかな基準は特に設けてはおりませんが、駅周辺の道路等、交通が集中するところ、交差点付近であったり、生活に支障のあるようなところについては、平日に、朝昼夕と3回、その当日に巡回させていただきます。明らかに3回とも駐車車両があった場合には、通報させていただいております。

以上でございます。

○三好義治委員長 西課長。
○西道路管理課長 それでは、9番目の2問目の質問、LED化された道路照明灯の基数についてお答えさせていただきます。

道路照明灯につきましては、先ほどご答弁させていただきましたとおり、職員や専門家による点検の結果、それから、日常寄せられる苦情や要望などを受けまして、この中で灯具の故障が確認されたものについてはLEDの灯具に、また玉切れでLEDの球に変えられるようなものがあるのであれば球を替えさせていただいております。正確な数字までは持ち合わせておりませんが、おおむね60%から70%ぐらいは対応しているところでございます。

以上でございます。

○三好義治委員長 寺田副理事。
○寺田建設部副理事 質問番号10番の2回目、矢羽根に係る計画のお問いに対しましてお答えいたします。

先ほど答弁申し上げましたとおり、自転車活用推進計画に基づいて、短期・中期・長期で市内の市道の路線、整備を図ってまいります計画でございます。

令和5年度までは、主に鳥飼地域、府道と結節する市道、両側歩道形態がある路線に関しまして、矢羽根を実施してまいりました。

今後につきましては、自転車の交通が駅

周辺から発するところもございます。そういう結節点に近いようなところ、それから明らかに自転車の交通が見込まれるようなところについて、シェアサイクルの移動のデータ等も使いながら、検証してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○三好義治委員長 江草副理事。

○江草建設部副理事 多世代同居・近居についての質問にお答えさせていただきます。

現在ですけど、住宅取得及び住宅リフォームについては、受付を終了しておる状況でございます。

この3世代の補助で、傾向といたしましては、移動が多いのは、春休み、夏休み、冬休みの前後となっております。受付終了しておる状況でございますけど、受付終了後につきましても相談や問合せは受けておる状況でございます。ただし、転居の時期とか、全員の引っ越しが完了しないと補助要件は満たしてまいりません。

そういう状況でヒアリングの中では、まだ引っ越しが完了してない、相談の中には来年度以降の引っ越しの予定である案件しか現在把握しておりません。

よって、現在、申請をされても補助ができないという案件は把握しておらない状況でございます。

以上です。

○三好義治委員長 丹羽理事。

○丹羽総務部理事 14番の質問でございます。

新しい避難所表示板に記載する情報は、避難所、緊急避難場所の区分、ピクトグラム、想定浸水深を考えており、こうした情報を多言語対応及び、易しい日本語によって外国人市民にも発信していきたいと考

えております。

設置場所は、令和4年に供用開始した味舌体育館や、令和5年に表示板を修繕した鳥飼東公民館では、既に新しい表示板となっていることから、それらを除きます小・中学校、公民館、コミュニティ施設等の27か所を予定しております。設置枚数は、例えば小・中学校では正門と裏門に設置していくなど施設ごとに異なるため、39枚を予定しております。

続きまして、15番の質問でございます。

備蓄食料につきましては、アルファ化米やアルファ化米のおかゆ、ゼリー型備蓄食、米粉で作ったアレルギー対応のクッキーなど約4万2,000食を備蓄しており、備蓄飲料水につきましては、500ミリリットルのペットボトル約4万3,000本を備蓄しております。

なお、大阪府におかれましても、摂津市用の物資を備蓄されており、大規模災害発生時には、国が被災都道府県からの具体的な要請を待たずに、避難所、避難者への支援を中心に不可欠と見込まれる物資を調達し、被災地に物資を緊急輸送するプッシュ型支援も見込まれます。

以上でございます。

○三好義治委員長 香川委員。

○香川良平委員 答弁ありがとうございました。全て理解しましたので、もう質問は結構でございます。

令和6年度もどうぞよろしくお願いたします。

以上です。

○三好義治委員長 南野委員。

○南野直司委員 それでは、項目といたしましては18項目ありまして、1回目に要望もありますので、どうかよろしくお願いたします。

まず、予算書20、21ページになります。

個人市民税の部分で、本年度は46億2,200万円の予算を計上しておりますけれども、前年度と比べて3億4,150万円の減額となっております。これは、いよいよこの6月から始まります定額減税の住民税分がここに反映していると認識しております。予算書28、29ページ、地方特例交付金と合わせて、教えてください。

2番目、予算概要になります。

18ページの市立集会所管理事業の中の第30集会所の解体です。これは要望とさせていただこうと思います。第30集会所の地域の皆さんからお声をいただいているのが、集会所はなくなるけども、災害時に活用できる防災倉庫をできるだけ近くに置いてほしいというお声を強くいただいております。どうか防災危機管理課の皆さん、そして、道路関係部署も関係してくると思いますが、市の所有している土地を利用して、防災倉庫を近くに置いていただきますようよろしくお願いします。

鳥飼和道2丁目の自治会におきましては、鳥飼大橋架け替え工事に伴ってのり面を整備したとき、防災倉庫を置かせてもらっています。

そういう事例もありますので、検討いただきますようよろしくお願いします。要望としておきます。

それから、3点目、予算概要20、21ページになります。FM推進事業の中の施設点検委託料で、これは香川委員から質問もありましたけども、目視が困難な高所の点検にドローンを活用しますということでありました。

災害時等におけるドローンによる支援活動に関する協定で、五つのドローンの事

業者と提携を結びました。その五つの事業者等々と連携してこの取組をされるのか、新たに入札をかけられて、事業者を決定されるのか、お聞かせください。

4点目、DX推進事業です。予算概要24ページ、25ページになります。本会議場で代表質問もさせていただきましたが、令和6年度におきましては、公共施設予約案内システムにキャッシュレス決済機能を導入されます。また、新年度に検討されることとしては、例えば、市民課の窓口での各種証明書の交付手数料や、郵送請求の支払いなどの市民ニーズの高い部分からキャッシュレス決済の導入を検討していくというご答弁をいただきました。具体的な中身について教えてください。

それから、5番目、これも同じく24、25ページになります。犯罪被害者等支援事業についてでございます。1回目で令和6年度のこの周知方法についてお聞かせください。

6番目です。同じく24ページ、25ページです。防犯カメラ設置事業についてでございます。新年度に25台新設して180台になることで認識しております。防犯カメラを設置されている公園は幾つあるかをお聞かせください。市内の幾つの公園に防犯カメラがついているのかお聞かせください。

次に、7番目になります。予算概要80ページ、81ページになります。農業水路管理事業の中で、ホームページ作成委託料に当たるとは思いますけども、質問もあって宮城課長からの答弁もありました。カメラが5か所で、水位計が23か所で、全部で28か所の水路の水位をホームページで公開していくとのことでありましたけども、具体的なスケジュールを考えておられ

るのか、お聞かせください。

8番目、予算概要86、87ページになります。交通安全啓発事業についてです。これも質問がありましたので、要望だけさせていただきます。

自転車用ヘルメットです。努力義務ということで、僕も一生懸命かぶる努力をしているのですが、なかなか進まないと思います。

朝、子どもたちの通学路で見守り活動させていただいても、小さい子どもにかぶらせていない保護者の方もいらっしゃいますし、高齢者でもヘルメットをかぶっていない方はよく見受けられます。摂津市の地形からしますと、14.87平方キロメートルで、大阪府の中でも、比較的コンパクトなまちでありまして、一番高い上り坂がその市役所の前の歩道橋で、僕は心臓破りの坂と呼んでいて、アシスト自転車に乗っていなかったらかなり厳しい坂やと思っています。その坂以外は平たんな土地と思っています。

自転車で、交通の移動手段として自転車を使っている人は多いです。そのうちヘルメットをかぶっておられる方は少ないです。どう啓発していくかが大事なことやと思います。

どうか新年度、よろしくお願ひします。要望としておきます。

9番目、予算概要90ページ、91ページになります。

まずは、橋梁長寿命化修繕事業の中身について、令和6年度は30橋の法定点検と一つの橋の修繕を実施しますということで、防領橋の修繕工事を実施していただきます。防領橋は、交通量もすごく多くて、安全対策をどのように考えているのか。業者主導でやっていただけたらと思います。

ども、警備員も立てていただいで、どのようにしていかれるのか、お聞かせください。

同じく90、91ページの交通安全対策事業の中で、これも質問があつて答弁もありました。グリーンベルトと矢羽根、この設置は千里丘中央線なのか、桜町なのか、学園町なのか、鶴野なのかについて、改めて教えてください。

それから、次は11番目、同じく90、91ページです。

千里丘三島線道路改良事業で、令和6年度は、三島まちかど広場から三島2丁目交差点付近の区間における西側の歩道整備に係る用地測量を実施していくということで計上していただいております。これは具体的な取組の中身について、お聞かせください。

次に、12番目、予算概要94、95ページになります。

震災対策推進事業の中で、ブロック塀等撤去補助金で200万円計上しております。2018年に大阪北部地震が起こってから、粘り強く、大阪府の補助もなくなった中で財源を組んでいただいで取り組んでいただいておりますけども、予算の中身について、ご答弁ください。

教育委員会と通学路の安全対策ということで、訪問の啓発活動もしていただいでいると認識しております。そういったご苦労をお聞かせください。

13番目、同じく94、95ページの住宅環境整備事業の中で、令和6年度は摂津市住宅マスタープランの改定を実施し、そして、もう一つは摂津市空家等対策計画の改定も実施されます。ホームページを見ましたら、パブリックコメントが始まっていました。多くの市民の皆さんからの意見を聴きたいところでございますけれども

も、実はこのマスタープランに、空家等対策計画を入れて取り組んでいくことで認識をしておりますが、その点も併せて、お聞かせください。

14番目に、予算概要98、99ページでございます。これは、先ほど香川委員からの質問に対する課長からの答弁で、平和公園に仮設キャンプ場を整備してまいりますということで、環境センター跡地の高台の防災公園に移設すると僕も思っていました。これから地域にお話ししていかれると思いますけども、平和公園の真ん中の広場を活用されると思います。僕はそのまま設置しておいていただけたら絶対ニーズはあると思います。

もう3月ですから、5月には、恐らくこのぼりも上がります。それから、子どもフェスティバルもあります。冬にはイルミネーションもあります。平和公園をキャンプ場として使いたいという人は絶対おると思います。

それであれば、残しておいて、鶴野にできる高台の公園で、新たに設置していくことを検討していただいたほうが絶対いいと思います。

そして、キャンプ場は災害時の活用にもなると思います。そういった場所にも利用できると思います。どうか、その辺のことを視野に入れていただいて、よろしくお願いします。要望としておきます。

15番目、予算概要106、107ページです。水防事業の中で、可搬式ポンプ8台を導入していきますということでございます。1回目にこれは電気式なのかエンジン式なのか、その辺だけお聞かせください。

16番目、これは防災対策事業の中で、新年度は、安威川ダムの治水効果を反映し

た(仮称)水害対応ガイドブックを作成し、全戸配布する予算を組んでいただいております。これは代表質問でもさせていただきましたけども、全戸配布してからの活用方法をどう考えておられるのかお聞かせください。

次に、補正予算から二つだけお聞かせいただきたいと思いますけども、一つは46、47ページになります。狹隘道路拡幅整備助成金の減額補正、4,970万円の減額の要因についてお聞かせください。

それから、49ページです。自宅療養者支援委託料4,920万3,000円の減額補正の中身についてお聞かせください。

以上です。

○三好義治委員長 暫時休憩します。

(午後2時44分 休憩)

(午後3時15分 再開)

○三好義治委員長 再開します。

答弁を求めます。

石坂課長。

○石坂市民税課長 それでは、市民税課に係ります1番の質問にご答弁申し上げます。

令和6年度個人市民税の予算額につきましては、そもそもは令和5年度の実績を基に1%程度の微増ということで算定しておりました。しかしながら今般の定額減税の住民税への適用により、納税義務者及びその控除対象配偶者、扶養親族を対象に一人当たり上限1万円の定額控除を行うこととなり、市民税の所得割におきましては、その減収見込額3億8,200万円を含んだ予算額となっております。

また均等割の部分につきましては、平成26年度から令和5年度までの10年間、東日本大震災復興税が均等割標準税率に加算されておりましたものが500円減

額となりますので、その減収分を均等割で見込んでおります。併せて個人市民税全体で前年度予算に比べまして、6.9%の減となっております。

以上です。

○三好義治委員長 妹尾副理事。

○妹尾総務部副理事 それでは、財政課から質問番号1番の地方特例交付金に係る部分について答弁申し上げます。

先ほど定額減税分につきましては、地方特例交付金で補填をすることになっていると思うということで質問いただきました。委員のおっしゃるとおりで、この定額減税分につきましては、地方特例交付金において全額を国で補填をすることになっております。令和6年度の当初予算で、地方特例交付金として4億8,900万円の予算を計上しております。このうち定額減税の補填分といたしまして、3億8,200万円を計上しております。残りの1億700万円につきましては、令和5年もあります住宅ローンの減収補填分で計上させていただきます。

以上でございます。

○三好義治委員長 浅田課長。

○浅田資産活用課長 それでは、質問番号3、施設点検委託料について委託契約先は、協定締結しているところになるのかというお問い合わせでございます。

この委託契約先の選定については、基本的には競争の原理を働かせる必要がございます。その協定の締結先、今回の委託の候補になろうかと思えますけれども、あくまで競争によって決定することになりますので、協定の締結先にかかわらず、金額の低いところに決定することになろうかと思えます。

以上でございます。

○三好義治委員長 下郡課長。

○下郡情報政策課長 それでは、質問番号4番のキャッシュレス決済の具体的な検討内容の質問にお答えをいたします。

令和6年度につきましては、ご紹介いただきましたように公共施設予約システムにおきまして、キャッシュレス機能を導入してまいります。さらにその先の展開といたしましては、窓口での各種証明書交付手数料や郵送請求など市民ニーズが高く、さらなる利便性向上につながるものについて拡大をしてまいりたいと考えております。

またこの窓口での各種証明書交付手数料のお支払いにおきまして、現金だけでなく、キャッシュレス決済を導入いたしますことで、市民の皆様にとって多様な決済手段を選択でき、利便性の向上につながるものと考えております。

併せて、待ち時間の短縮などの効果も期待できるのではないかと考えております。

また証明書等の郵送請求などにおきましては、オンラインシステムでの申請と決済を可能とすることで、現在郵便局まで足を運んでいただいて、定額小為替を購入いただいておりますが、そうした手間であったり、その手数料をなくすることができるものとなります。

決済手段につきましては、一般的にはクレジットカードの使用率が最も高いとされておりますが、ここ数年ではQRコード決済も増加傾向にあります。また電子マネーも一定利用されている状況でございますので、こうした動向なども踏まえながら検討を進めたいと考えております。

併せまして、会計処理におきましても、効率化を図っていく必要がございますので、POSと言われる機能を有しておりま

すレジの導入であったり、先ほどありましたオンライン決済を可能とするシステムの導入など、実現に向けて具体的な手法について関係課で連携をしながら取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○三好義治委員長 丹羽理事。

○丹羽総務部理事 質問番号5番でございます。犯罪被害者等支援事業の周知につきましては、これまで防災危機管理課の窓口でパンフレットを配布することはもとより、市民課窓口において、全ての転入世帯にパンフレットを配布するとともに、11月25日から12月1日までを期間とする犯罪被害者週間に合わせて、広報紙に啓発記事を掲載してまいりました。令和5年度には新たに摂津警察署、広聴相談係においてパンフレットを配布いただくとともに、犯罪被害者週間に合わせて、市役所1階に設置している広告つき窓口案内システムに、啓発記事を掲載いたしました。令和6年度も、これらの取組を通じてしっかりと事業を周知してまいります。

続きまして、質問番号6番でございます。防犯カメラにつきましては、摂津警察署から提供された犯罪発生場所及び犯行後の逃走ルート等についての情報や、設置場所の電気の引き込みなどの物理的な条件を踏まえ、摂津警察署と協議の上、設置場所を決定しております。

防犯カメラを設置している公園の箇所数といたしましては、都市公園が3か所、ちびっこ広場が1か所となっております。以上でございます。

○三好義治委員長 宮城課長。

○宮城水みどり課長 それでは、7番目の質問にお答えします。水位計におけるホームページの作成スケジュールについてで

ございます。現在設置済みの水位計及び監視カメラは、職員及び施設管理委託業者のみが水位状況等を見ることが可能となっております。令和6年度内には、水位計の予定箇所数である23か所が設置完了となるため、令和7年度当初には、市民の皆様に見ていただくようにするためにも、令和6年度内にホームページを完成させていきたいと考えております。

○三好義治委員長 西課長。

○西道路管理課長 それでは、9番目の橋梁長寿命化修繕事業における令和6年度修繕予定の防領橋施工中の安全対策についての質問にお答えさせていただきます。

防領橋の修繕工事につきましては、上部工の鋼製桁の塗装の塗り替え工事を現在のところ予定しております。工事の作業につきましては、まず、つり足場と塗膜を除去するに当たっての飛散防止のための養生の仮囲いが必要となりますので、車道无路肩の部分と、隣接します歩道橋全体を覆うような形で設置いたします。その後、桁下にはつり足場を合わせて設置します。

塗装塗り替え作業については基本的には桁下の足場の中で作業はできるようにはなりますが、仮囲いを設置したり、つり足場を設置するという場合には、橋面上で資機材をつり下ろしたりする必要がございます。一時的に材料や資材の搬入、それから搬出などに伴いまして、車両や歩行者の通行規制は出てくる形にはなります。施工段階において、再度受注される業者と調整は必要になりますが、安全対策を検討し、道路使用許可に関する警察協議も行うこととなります。現在のところ、基本的に車両については、橋面からの作業時のみ片側交互通行にしまして、実際に作業しているときには、幅員が若干狭まるのはあるので

すが、2車線、西行きと東行きの車両については、通せることにはなりません。ただし、隣接します歩道橋側については全体を囲った形でしばらく置かなければなりませんので、通行止めが発生します。大正川の上流側の歩道橋は別途大阪府が管理されておりますが、そちらを通過していただくような迂回路を今のところ検討しているところでございます。

施工の工事区間の前後には、必ず誘導用のガードマンも設置いたしますので、事故のないよう安全で円滑な通行の確保に努めてまいりたいと思っております。

工事期間中はご迷惑をおかけすることになりますけれども、できる限り通行者の安全を確保しつつ、工事期間を短縮できるよう努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○三好義治委員長 寺田副理事。

○寺田建設部副理事 質問番号10番目の交通安全対策のうち、矢羽根型路面標示、それとグリーンベルトの令和6年度の予定場所のお問いであったかと思っております。

矢羽根型路面標示につきまして、令和6年度の摂津市管内図の中では、千里丘2丁目から千里丘新町にかけての千里丘中央線で予定をいたしております。

続きまして、グリーンベルト、通学路対策でございます。こちらは複数箇所ございまして、桜町1丁目と桜町2丁目、ちょうど小川水路沿いでございます。北側と南側の道路で実施をさせていただきます。

それと学園町2丁目の学園町15号線、こちらでも実施をさせていただきます。

最後に、鶴野2丁目、鶴野4丁目にかかまして鶴野18号線、鶴野29号線、鶴野41号線でグリーンベルトの設置を予定しているところでございます。

続きまして、質問番号11番、千里丘三島線の三島3丁目の西側の歩道幅の整備区間の具体的な令和6年度の中身のお問いであったかと思っております。

令和5年度につきましては、基本設計で、三島まちかど広場から十三高槻線と三島2丁目の交差点にかけて約300メートルでございます。その部分での基本測量をさせていただきます。令和6年度につきましては、用地測量で、実際に道路事業のスタートになってまいりますので、まず沿道の地権者に、この事業の目的等の説明会をさせていただきます。その中で、地権者のお持ちの土地であったり、建物、不動産の部分について、まず現道との土地の境界、それからお隣さん同士の民地間の話で、民地境界と俗に言われておりますが、そちらと、それから沿道に関わる土地を確定していきます。これを進める中で、その土地が囲まれた周囲、三島3丁目でございますと、奥側の土地との隣接の状況であったり、里道であったり、水路であったりいろんな権利関係、こちらをまず明らかにしていく調査も当然ながら必要になってまいります。用地のどこまでかかるか丈量測量をさせていただいた上で、各地権者の立会いの下、まずその土地の確認をさせていただく中でご理解、ご協力を求めていく作業が来年度予定している作業でございます。

以上でございます。

○三好義治委員長 江草副理事。

○江草建設部副理事 質問番号12番、震災対策推進事業のブロック塀の予算の中身、及び啓発の状況についてのお問いにお答えさせていただきます。

まず予算でありますけど、このブロック塀の補助につきましては、1平米当たり1万円という基準がございまして、上限につ

きましては20平米分、20万円が上限となっております。予算計上としましては、その上限額の10件分相当を予算要求させていただいておる状況でございます。

続きまして、啓発についてです。全体におきましてはホームページ及び自治会回覧による啓発を行っております。あと、平成30年の大阪北部地震の折に教育委員会で通学路をメインとしたブロック塀の危険箇所について調査した中で、それを建築課で引き継ぎまして、ずっと経過観測してきたところでございます。令和5年度当初時点で、その中の13件について注視、経過観測しており、毎年戸別に訪問の啓発もさせていただいております。お会いできたところについては直接この補助の制度とか、撤去の意向とか、その辺のヒアリングをするとともに、おられないところについてはポスティングになりますけど、啓発活動は続けさせていただいております。今年度につきましては、その啓発に伴って撤去や改修された分が2件、あと住宅の建て替え等によって、ブロック塀がなくなったというのが2件ございまして、現在、9件について経過観測を続けておる状況でございます。

続きまして、住宅マスタープランと空家等対策計画の一体化についてのお問いでございます。

この計画については、それぞれの計画を縮小するものではございませんで、住宅マスタープランにつきましては、国や府の上位計画の見直しがされました。それを反映する形で改定を行っております。空家等対策計画につきましては、法改正に伴って、その法の中身に対応するための改定を行っております。

この計画につきましては、本日3月8日

から4月8日まで、1か月の予定で現在パブリックコメントを進めております。パブリックコメント終了後、計画を一体化するというので、それぞれの計画を縮小するのではなくて、摂津市の住宅の計画として、一つの冊子にすることで、組み込んでいく形の一体化を考えておるところでございます。以上です。

○三好義治委員長 宮城課長。

○宮城水みどり課長 それでは、15番目の質問であります。購入する可搬式ポンプが電気式かエンジン式かについてお答えいたします。

可搬式ポンプは現在2台常備しております。今回購入する8台と合わせて10台となりますが、この常備する10台全てが電気式の可搬式ポンプとなっております。

以上です。

○三好義治委員長 丹羽理事。

○丹羽総務部理事 質問番号16番でございます。防災対策事業、水害対応ガイドブック作成委託料についての質問でございます。

水害対応ガイドブックが完成した後の活用につきましては、まず全戸配布させていただき、並行して広報紙で特集を組んで周知することを考えております。

またそれ以降は、本市への転入者には、転入届時に配布物に加えるとともに、出前講座、自主防災訓練、地域版防災マップの作成に向けたワークショップ等の機会を通じて、掲載内容についてご説明させていただき、水害に関する理解促進につなげてまいりたいと考えております。

○三好義治委員長 江草副理事。

○江草建設部副理事 17番目の狭隘道路整備事業についてのお問いにお答えさせていただきます。

まず、大きな減額の理由でありますけど、重点区域の指定区域内での対象となる事業が少なかったということでございます。この事業につきましては、先ほど塚本委員からも質問がありましたけど、狭隘道路の解消については時間をかけてでも、しっかり進めていかなければならない重要な事業でございます。そういうことで、重点区域における開発地から幹線道路まで、沿道の道路後退に対する奨励金は継続した中で、令和6年度より4メートル未満の摂津市道及び法定外道路、この部分の前面の後退の補助金を市域全体に広げる制度の変更をする予算要求をさせていただいております。

以上です。

○三好義治委員長 丹羽理事。

○丹羽総務部理事 18番目の質問でございます。補正予算書の防災対策事業、自宅療養者支援委託料の減額補正についてでございます。

新型コロナウイルス感染症患者の自宅療養に対する支援につきましては、予算要求段階では、新型コロナウイルス感染症の先行きが不透明であったため、令和5年度も継続して実施することを想定しておりました。

また、新型コロナウイルス感染症について、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における位置づけが令和5年5月8日に2類感染症から5類感染症に変更されるとの情報が明らかになった時点では、その前日の令和5年5月7日まで取組を継続する予定としておりました。しかしながら、令和5年2月に、委託事業者から鳥インフルエンザの影響により、鶏、チキンエキス、卵を使用している商品の確保が困難であるとの報告を

受けており、他市での同様の取組を受託している事業者にも対応の可否を確認しましたが、本市が一定数の在庫を抱える必要があったことや、1日の配送可能数が制限されること等、本市の求める条件を満たすことができないとのことでございました。

さらに大阪府においても、令和5年3月末に簡易配食サービス事業が廃止されるとの情報も踏まえ、令和5年2月12日に開催した摂津市新型コロナウイルス対策本部会議において、自宅療養者への支援パック配送は、令和5年3月末をもって終了することを決定いたしました。

国や大阪府の動向等を踏まえ、必要に応じて再開することも検討しておりましたが、防災危機管理課では、公的な支援が必要な状況には至っていないと判断したことから、予算が不要となったものでございます。

以上でございます。

○三好義治委員長 南野委員。

○南野直司委員 答弁ありがとうございます。

それでは、2回目の質問をさせていただきますので、よろしく願います。

1点目の市民税、前年度と比べて約3億4,000万円減額の中身につきまして、6月から始まります定額減税の住民税分をここへ反映している。そして地方特例交付金の関係について、答弁いただきましてよく分かりました。ありがとうございました。以上で終わります。

次に、3番目でございます。

F M推進事業の中での目視が困難な高所の点検にドローンを活用していくところであります。災害時等におけるドローンによる支援活動に関する協定を締結した5者を含め、幅広い範囲からもちろん募集

をかけて選定していくということであり
ます。何でこういう角度で質問させてい
ただいたかといいますと、そういう災害時の
支援活動の協定だけではなくて、平時から
そういった事業所とのコミュニケーション
は非常に大事やと思っています。これは
防災危機管理課だけではなくて、ほかの課
ともいろんな形で、ドローンは本当に今後、
行政と切っては切り離せない存在になっ
てくると思いますので、その角度で質問さ
せていただきました。分かりました。あり
がとうございます。

それから4番目でございます。DX推進
事業の中で、今後窓口での各種証明書をキ
ャッシュレス決済、あるいはオンラインを
活用しての決済を進めていくと課長から
答弁をいただきました。よく分かりました。
市民サービスの向上につながりますし、そ
して業務の効率化にも非常に繋がって
いくものだと思いますので、どうかさらなる
充実を期待しまして、要望とさせていただきます。

それから5番目です。犯罪被害者等支援
に関する取組で周知方法について詳しく
答弁をいただいたわけでありです。先ほど
もありましたけれども、この犯罪被害者等
基本法の成立日である12月1日以前の
1週間がその週間ということでありです。
摂津市の公式LINEでいろいろ情報を
流していただいております。僕もよく見て
いるのですが、このLINEのカードタイ
プのメッセージというのはすごく有効や
と思っています。これを活用していただい
て、令和6年12月の話になりますけれど
も、こういったSNSを通して、こういう
犯罪被害者等の支援を摂津市がやってい
ることを多くの市民の人に知っていただ
くことはほんまに大事なことやと思いま

す。SNSを活用した広報の考えについて、
お聞かせください。

6番目でございます。防犯カメラの公園
の設置について、都市公園が三つ、そして
ちびっこ広場が一つ、計四つの公園に設置
していただいているという答弁をいただ
きました。分かりました。今後におきまし
て警察といろいろやり取りしながら、防犯
カメラの設置を進めていかれると思いま
す。主要な公園にはぜひつけていただくこ
とはほんまに有効だと思いますので、視野
に入れて今後取り組んでいただきたいと思
います。少し細かい部分で申し訳ないで
すけど、2回目に、つけていただいている
防犯カメラ、赤外線機能等を搭載した夜間
にも対応したような、そういった防犯カメ
ラなのかどうかお聞かせください。

次に7番目でございます。水路の水位情
報をホームページで公開してということ
で詳しい部分を答弁いただきました。都市
計画課によりホームページで公開してい
ただいている3Dの重ね標示とはまた別
で展開して行かれるとのことでありです。
一津屋地域は水路がたくさんありまして、
水路が大雨のときにあふれるか心配だと
よくお聞きします。ホームページでもちろ
ん見れるので、そこは評価するのですが、
自宅、そして職場でも見れるようにスマー
トフォンでも対応しているのかどうか、詳
しい部分になりますけれども、お聞かせく
ださい。

9番目でございます。橋梁長寿命化修繕
事業の中で、防領橋の工事の安全対策につ
いて課長から詳しくご答弁いただきました。
ちょうどこの市役所から大正川の堤防
沿いにいきますと防領橋が右手にありま
すけれども、橋の転落防止柵で視界が悪い
部分がありまして、そこが覆われるという

ことなので、非常に危ない、視界の悪いところだと思います。安全対策をしっかりと行っていただきますよう、要望としておきますので、どうかよろしく願いいたします。

それから10番目の交通安全対策事業の中で、通学路等の交通安全プログラムに基づいてのグリーンベルト、そして矢羽根型路面標示のご説明をいただきました。千里丘地域は矢羽根型路面標示ということの説明いただきましたので、よろしく願いいたします。グリーンベルトは、教育委員会、あるいは警察、そして地域の皆さんと協議しながら、令和6年度のこの一覧には載っていない部分でもたくさん進めていただいております。どうか子どもたちの安全対策をよろしく願いします。

それからもう一つありますが、速度抑制対策のハンプであります。要望としておきますけれども、一津屋地域でつけていただいております、すごく私は効果があるものだと思います。ハンプの周りにポールコーンを立てていただいておりますので、直接乗り上げる車は少ないかと思っております。鳥飼地域ではポールコーンがない部分があって、スピードを出しもって、ハンプに乗られるというので、そういった振動とか音とかのお声はいただいているかもしれません。ただ、効果がすごくあるものだと思いますので、今後も摂津市でそういったどうしてもスピードを落としたいところには、幅員が必要だと思いますけれども、設置を進めていただきますよう要望とさせていただきます。

それから、千里丘三島線道路改良事業の中で三島まちかど広場から三島2丁目交差点付近に将来は歩道を設置していく件で、地域からもこれは切実な要望が出ておりますし、新しいマンションの皆さんから

もお声が出ています。小さな子どもを連れてお母さんが摂津市駅のほうを向いてコノミヤであったり、摂津警察署のところを向いて行かれるときに危ない状況で、朝なんか交通量が多い時間帯に自転車や車が通っているときに危険な状態で歩いておられる姿を見ると、一日も早く整備をしていただきたいと思っています。いよいよスタートということでもありますけれども、どうかよろしく願いしたいと思っています。要望とさせていただきます。

12番目でございます。震災対策推進事業の中でブロック塀等の撤去補助金の中身について課長から詳しい答弁をいただきました。9件経過観測といいますか、訪問もしていただいて、啓発を続けていただいているということでございます。そういった地道な取組が必ず結果として表れてくると思いますので、どうか引き続きよろしく願いいたしまして、評価もさせていただきます。

13番目の住宅環境整備事業の中で、摂津市住宅マスタープラン、そして摂津市空家等対策計画、一つの住宅計画として踏み込んで、摂津市は取り組んでいくということで課長から答弁いただきました。大事な計画となりますので、どうかよろしく願いいたします。要望とさせていただきます。

それから15番目でございます。水防事業の中の可搬式ポンプ8台、電気式だということでございます。恐らく緊急時には、例えば軽トラに可搬式ポンプを乗せて現場に行って、100ボルトの電気がなくても自動車のバッテリーから変換器で電気を取って、そのポンプが使えるように電気式を考えておられるのかと思います。エンジンでしたらどこでもかけられますけど、自動車でそういったポンプが使えるのか

どうか、詳しい部分になりますけれども、答弁をお願いします。

そして16番目でございます。防災対策事業の中で、(仮称)水害対応ガイドブックを作成、全戸配布をした後の活用について、答弁をいただきました。後で副市長から答弁いただきたいと思いますが、活用は非常に大事なことだと思いますし、私も地域で老人クラブであったり、いきいきボランティアもさせていただいて、そんな折に防災危機管理課の若手の職員の方二人ペアで来ていただいて、災害に備えるためには、こういうことが必要だと分かりやすい出前講座をしていただいて好評です。そういった意味で、この水害対応ガイドブックもぜひ、積極的な出前講座等々していただいて、小さな単位で大変になりますけれども、どうか市民の皆さんが手に取って見て関心を持っていただくようによろしくお願ひしたいと思ひます。

そして、副市長にお聞きしたいのは、摂津市は安威川が流れている市であります。安威川ダムが完成して、水害対策がプラスのほうに大きく進んだと思ひますけれども、副市長の考えをお聞かせください。

次に、補正予算でございます。狭隘道路拡幅整備助成金の減額補正の中身について課長から答弁をいただきました。分かりました。新年度は、地域全体にエリアを拡大していくということです。分かりました。ありがとうございます。狭隘道路について、どうかよろしくお願ひをいたします。

それから、自宅療養者支援委託料も4,900万円の減額の中身、詳しく答弁いただきました。分かりました。ありがとうございます。

2回目、以上で終わります。

○三好義治委員長 丹羽理事。

○丹羽総務部理事 質問番号5番でございます。

犯罪被害者等支援事業の周知についてでございます。

市公式LINEによる情報発信は委員が言われるように有効であると認識しております。令和6年度は、ご提案いただきましたLINEによる情報発信を、犯罪被害者週間に合わせて実施してまいります。

続きまして、6番の質問でございます。

本市で設置しております防犯カメラにつきましては、周囲が明るいときには通常のカラカメラとして動作し、周囲が暗くなると自動的に白黒に切り替えて感度を上げる、デイナイト機能を有しております。夜間や暗い場所でも、鮮明な映像を撮影することが可能な仕様となっております。

以上でございます。

○三好義治委員長 宮城課長。

○宮城水みどり課長 それでは、7番目の2回目について答弁させていただきます。

スマートフォンでも水位計の情報は見れるのかとのことであります。水位計の情報は、市ホームページから見られるようにいたしますので、スマートフォンでも市ホームページから入っていただくことで、見れるようにしてまいります。

続きまして、15番目の可搬式ポンプの電源の件について、車からでもとのことでございます。今、建設部で所管しております軽トラックは、バッテリー付近に直接コンセントを設けておりますので、そこへ電源として取れるように、コンセントを差し込めば使えるようにはなっております。

それ以外にも、バン等の乗用車に関しましては、昔で言うところのシガーソケットから変換器を用いることで、可能になるのではないかとお思ひしておりますが、まずこ

ういう変換器が実際にあるのかどうか調べた上で、変換器を常備していくことも検討していきたいと考えております。

以上です。

○三好義治委員長 福渡副市長。

○福渡副市長 安威川ダムが出来上がりましたので、まずは建設に関わる経緯などについて、お話しさせていただきます。

ダムが必要なのは、ダムを造りたいからやっているわけではありません。神崎川などを広げることができればいいのですが、川沿いは住宅密集地なので、それをやると物すごい人に影響があります。

では、摂津市ではどうかというと、摂津市においても市民への影響が多くあり、新幹線の基地を動かしたりしなければいけません。そういうことを考えていく中で、河道がどうにもならないので、代わりにダムを造るということで、計画が立ち上がります。それで、よくダムの犠牲者が移転をするみたいな話をされています。

けれどもダムに関係して移転しなければいけなかった人たちは、我々摂津市民だったりとか、茨木市民だったりとか、吹田市民だったりとか、大阪市民だったりとか、安威川流域の水害に遭う可能性のある人たちの代わりに、自分たちが移転をしてダムに協力をして、安全を確保したということなので、逆にダムに関わった人たちに、基本は感謝していただきたいのが、まず第一にあります。それを忘れないでほしいです。できて良かったというよりも、そこにいろいろ頑張ってくれた人たち、協力してくれた人がいたことを、思い出していただきたいのが、一つあります。

それで、ダムができて摂津市どれだけ良くなったのかですけれども、安威川ダムができて、神崎川に安威川が入るところまで

の区間は、基本的にハード面は100年に一度の雨に対応するだけのものが出来上がりました。

残っているのは、猪名川と神崎川が合流する少し手前のところの河道掘削が若干残っていて、それをやって初めて100年に一度の雨に対応できることとなります。

それがまだないので、100年に一度の雨に対応しているかということ、少し足りないところはあります。どちらにしても、ダムがたまるまでの期間は、ダムよりも上流に降った雨は、基本的にはほぼ摂津市に入ってこないで、物すごく安全度は上がるという意味で、ダムのポケットが空いているうちは結構安心していてもよろしいのではないのかと個人的には思っています。今まで河川水位を見て、避難するとかしないとかという話をされていましたが、それにプラスしてダムの貯水位を、実は見ていただきたいというのがあります。

それで、ダムの貯水位が満杯になって、緊急放流となりますが、満杯になることはどういうことかということ、もうダムのポケットがなくなっているので、ダムに入ってきた雨がそのまま出てる、ダムがない状態に戻る、つまり昔の安威川の状態に戻ることになります。そうすると、せっかくダムを造ったけれども、機能していないので、気を付けなければいけません。それと、安全機能がない中で、さらに雨が降るとなると、結構大変なことになるのではないかと、どきどきする度合いがすごく上がることとなります。

どちらにしても、ダムという安全面が出来上がったことで、避難をしなければいけない氾濫危険水位とか避難判断水位は上がっています。

ただ、避難判断水位と言っても、破堤するとか、水害が起こるまでの時間は、90分ぐらいしか見ていません。

ですので、我々、安威川流域に住んでいる摂津市の人たちは、基本的に広域避難しないといけません。どちらにしても、良いものが出来上がっているのです、次、破堤したときには物すごい水が出ます。

それだけではなくて、河道にたまっている川の水も全部出てきます。相当浸かることになるので、基本的にその場で何とかするよりは出ていったほうがよいというのがあって、そうすると90分で本当に間に合うのかという問題があります。

防災危機管理課からも言っていると思いますが、マイタイムラインということで、それぞれ行く先を決めて、どれだけ早く逃げるのかを考えてほしいと、ずっと言っています。

本会議でも質問がありましたが、トリガーはどうするのかという話があったと思います。そのトリガーについても、それぞれ人によって始まる時間が変わるので、そうすると、洪水で被害が出るまでどれぐらい時間が欲しいのか、その必要な時間を教えていただけると、市は、例えば安威川の話であれば大阪府だし、淀川の話だったら淀川河川事務所でも国土交通省でもよいんですけども1級河川ということで、その時間どういう状況になるのかを聞いて、それぞれのトリガーを決めていかなければいけないようになると思います。

例えば、そのトリガーの話がみんな決めることができ、我々もそういう人たちがいっぱいいるということが分かると、その前に準備をしたりとか、サポートしたりすることができるようになります。そういう状態がどんどん良くなっていくと、防災力

が向上していくと思います。

ですので、基本的に、もうダムができたから大丈夫というよりは、基本的には今まで言っていることと同じことをやらないといけません。また、破堤したときは、本当にすごい状態にしかならないので、肝に銘じていただいて、ちゃんと逃げる準備をしていただきたいと思います。

以上です。

○三好義治委員長 南野委員。

○南野直司委員 ご答弁ありがとうございます。全て要望とさせていただきます。

5番目の犯罪被害者等に対する支援の中で、SNSを活用した周知をしていくとのことで、課長から犯罪被害者週間など、答弁いただきました。どうか多くの方に知っていただけるように、よろしくお願ひしたいと思います。要望とさせていただきます。

そして、防犯カメラでございます。夜間でのデイトナイト機能が付いた防犯カメラだということで、鮮明に録画できることで安心いたしました。ありがとうございます。どうか多くの公園に設置していただきますよう、よろしくお願ひし、要望とさせていただきます。

それから、7番目でございます。水路の水位情報のホームページ、スマートフォンでももちろんホームページから入っていただくことで見れるとのことでありました。分かりました。

気軽に、多くの方が水路の水位を見れるように、また出来上がってからになると思いますけれども、周知をよろしくお願ひします。LINEで周知していただいたらありがたいと思います。よろしくお願ひいたします。

それから、可搬式ポンプ、電気式であり

まして、それで緊急のとき現場で使えるように、エンジンだったらガソリンがあればポンプは動くと思います。電気式ということで、このポンプが100ボルトの場合、軽トラだったら12ボルトから100ボルトの変換器を付けておいて、現場で使えるようにしてもらえたらと思います。どうか現場で使えるようによろしくお願ひし、要望とさせていただきます。

そして最後、福渡副市長から安威川ダム供用開始、完成と摂津市の対応について、詳しく答弁いただきまして、ありがとうございました。

安威川ダムの貯水量、しっかりと今後も見てまいりますので、よろしくお願ひします。

安心したらだめだということがすごく分かりました。大丈夫になりましたとか中途半端なことはあまり言わないようにしまして、今までどおりに災害時における要援護者の方への対応、あるいはタイムラインの活用、しっかりと今後取り組んでまいりますので、よろしくお願ひします。

ありがとうございました。以上で、質問を終わりたいと思います。

○三好義治委員長 次に、嶋野委員。

○嶋野浩一朗委員 まず、議案第9号から1点だけお聞かせください。

この議案第9号の中で、財政調整基金への積立てでございます。これは香川委員も指摘をされておられましたけれども、今回、減債基金を廃止して、約16億円を財政調整基金へ積み立てていくとのことなんです。

総額的に見ますと、この第9号の中では、27億5,000万円を財政調整基金として積み立てるといふ議案になっていると思います。

この議案第9号は補正予算であり、現在

まだ令和5年度の年度途中ではありますけれども、いろいろと年度末の大体の見込みを持たれて、このような補正予算を組んでおられると思います。

そういう意味で言いますと、令和6年度の予算を組むに当たって、まず財政調整基金がどの程度あるという見込みを持たれた中で、令和6年度の予算を組むときに、財政調整基金から一般会計に繰り入れて予算を組んでおられるのか。その辺りの流れについて、一度お聞かせいただければと思いますので、よろしくお願ひします。

次に、議案第1号に移ってまいります。大きな点で言うと2番目になるかもしれませんが、予算の編成のことについてお聞きします。

これは、令和6年度の市政運営の基本方針の中で、令和4年度の決算では、歳入において市税収入は増加したものの、令和3年度に引き続き、市債の借入額が元金償還額を上回ることになりましたと始まっています。

恐らく令和5年度も、その償還の範囲を上回る市債について起債を張っていくことになると思います。

ただ、これ自体は確かに一定の期間をもって予算を見ていくべきだろうと思いますけれども、総務部長も本会議の中で、危機的な状況だというお話をされておられました。果たして本当にそのような状況になるのかについては、冷静に見るべきなのかと思っています。

どういうことかと言いますと、この令和3年度から令和5年度、令和6年度について見ていくと、例えばコロナ禍がありました。そこでいろいろと支援をしていくということもあったわけです。

そういう状況で考えたときに、本当に予

算を単年度だけで見て、今年はその償還額を上回る起債を張ったからどうなんだということを考えるよりも、もっと広い視点を持って、20年、30年のスパンで、どれだけの元金を償還できて、どれだけの起債を張っていったのかを見ながら、予算を評価していかないと、私は何も分からないと思っています。

その点、長い目で見たときに、令和6年度の予算を編成されるに当たって、財政としてどのような評価をされておられるのか、少しばくっとした質問かもしれませんが、その点についてお聞かせください。

3点目、予算概要の18ページ、集会所の管理事業でございます。

市政運営の基本方針を拝見しておりますと、令和6年度で集会所の老朽化について調査をされるとのことです。

これは、第5次行革の中でも、集会所については一定統廃合といったことも、検討していくということがあったと思っています。

そういったことも含めてまずは、老朽化の調査をされていくということになると思いますけれども、令和6年度の内容について、お聞かせください。

続いて、同じく予算概要18ページの庁舎管理事業でございます。

この中で、ESCOサービス料が5,268万9,000円で計上されております。たしか、私の記憶が間違っているかもしれませんが、平成29年度からこのESCO事業が始まっていったと思います。

そのときから単年度当たりのサービス料は、定額で推移をしているかと思っています。今、いろいろ光熱水料、燃料費が上がっていく中で、この内容については、

契約の会社ともしっかりと調査されているだろうと思っています。その点、定額で推移することによってどのような影響があるのか、お聞かせください。

5点目、予算概要の24ページ、防犯対策費の中で、防犯カメラ設置事業でございます。

これも先ほど南野委員からも質問されておられまして、よく分かった点はありません。まずお聞かせいただきたいのは、これまでも防犯カメラについて、警察と協議をされながら、具体的にどこに設置をされるのかについて、意思を確認しながら設置していったわけです。

令和6年度も25台設置をすることについて、警察と設置箇所について協議をされながら、付けていかれると思います。そうしたら本当に、今まで設置してきた箇所において、どれだけの効果があったのかについて、まず検証をしていかないとだめだろうと思っています。1回目、その点についてお聞かせください。

次に、予算概要106ページ、防災対策事業について、何点かお聞かせください。

単純な話ですけれども、防災マップ作成委託料について、令和6年度の取組はどのようなになっているのか、この点についてお聞かせください。

それから、これもお話があったんですけども、避難所運営マニュアルに基づいた訓練の実施です。その具体的な取組について、お聞かせください。

それから、これは令和4年度決算の際にも少し触れさせていただきましたが、個別避難計画の作成について、あのときはたしか執行はなかったと思います。

いろいろな背景があったことは理解をいたしました。令和6年度については、予

算の中でどうなっているのか、なかなか見つけるのが難しいのかもしれませんが、この個別避難計画の作成については、どのように取り組んでいかれるのか、お聞かせください。

それから大きな7点目、予算概要82ページ、農業水路整備事業でございます。

この中身を見ていますと、維持管理適正化事業分担金であったりとか、用排水路改修負担金だったり、いろいろなものがあります。現在の摂津市の特に安威川以南の状況を考えたときに、雨水の排除にこの農業用水路を一定活用していることがあると思っております。

そういう点を考えていくと、今後、農業用水路のあり方については、しっかりと方向性を持って見ていくべきだろうと思っております。その点について、お考えあればお聞かせください。

続きまして、8点目、予算概要96ページ、緑化推進事業でございます。

この中には、誕生記念植樹祭の実施などもあると思うのですけれども、令和6年度につきましましては、誕生記念植樹祭という文言が見当たりません。

この点については、計画されておられないのか、お聞かせください。

続きまして、9点目、予算概要86ページ、違法駐車追放事業でございます。

これも、先の委員の質問の中で出てきたところですが、私が気になっているのは、いわゆる特定の車両が、よく道路敷に駐車をされています。

そのことについては、恐らく周りの住民の方はいろいろと思っておられることがあると思います。車を停めているからといって、その近くを常に歩行者が歩いているわけではありませんけれども、道路敷に車

を停めていることで、一定死角もできますし、それによって事故が起こることについても、あり得ないわけではないので、しっかりと取り組んでいかないといけないと思っております。

ただ、いろいろとお聞きをしていると、難しいところはあると思っております。もし特定の方がよく停めているといったことが、例えばその地域の近隣の方からの情報として寄せられた場合に、摂津市もしくは警察として、何か対応できる策があるのか、お考えがあればお聞かせください。

続きまして、予算概要88ページ、放置自転車等対策事業でございます。

これも事業としては、先の質問があったわけですが、たしか市内には、放置自転車の禁止区域として5か所が設定されています。

それ以外のところに停められた、いわゆる放置自転車については、なかなか対応できない状況があると思っております。もしそういった場合に、どのような対応を取っておられるのか。

実際に、対応される件数自体は少ないと思っておりますけれども、どの程度対応されておられるのか、実績が分かるようであれば、お聞かせください。

続きまして、11点目、同じく予算概要88ページ、公共交通確保維持事業でございます。

この中で、令和6年度の市政運営の基本方針といたしまして、地域公共交通計画の策定をしていくことが、大きな計画として挙げられています。

この基本方針を拝見しておりますと、あくまでも路線バスを維持していくという大前提の下に、いかに市民の皆様方の利便性を確保していくのかとの視点が盛り込

まれているのかと思っています。何があってもまず路線バスを維持するという大前提の下で、今後、計画を立てていかれるのか、その点についてもお聞かせください。

続きまして、12点目、予算概要90ページ、道路維持事業でございます。

その中で、街路樹について維持をし、管理されておられます。場合によっては、この街路樹があることによって、特に車を運転される方の死角になったりとか、事故につながるような可能性があるかと思っています。その点について令和6年度、どのような視点で維持管理をされていかれるのか、その点についてもお聞きします。

続きまして、13点目、予算概要90ページ、道路補修事業でございます。

この中でまずお聞きをしたいのは、新在家鳥飼上線の補修の内容が組みれていると思いますけれども、その詳しい補修の内容について、お聞かせください。

それと、先ほど南野委員もおっしゃっておられた南別府鳥飼上線のそのハンプのことです。ハンプについては先ほど委員もおっしゃっておられたように、設置をすることによって、振動が発生する場所があるということをお聞きしております。

たしか令和4年度の決算の際に、ポールを立てることによって、道路幅を制限していった、それによって車の速度を落とさせることも、考えていかないといけないというお答えがあったのかと思っています。

具体的な箇所で言うと、市場池公園に南接する一方通行の道路は、そういった方向性を取っていききたいというお話が、あったのかと記憶をしています。

それでこの南別府鳥飼上線についても、これは計画的にハンプを設置していただけてきました。

その方向性で、令和6年度もやっていかれるのか分からないですけれども、目的は車の速度を落とさせていただくことにあるので、このハンプにこだわる必要もないのかと思っています。

先ほど申し上げたように、振動の状況も見ながら、一つの方法としてこういったものもあるのかと思っています。令和6年度、どういった感じで進めていかれるのか、改めてお聞きします。

それから、これは要望にとどめますけれども、予算概要92ページの、阪急正雀駅前の道路改良でございます。

残念ながら、駅前広場の計画が、白紙に戻ってしまいました。

これは担当課としても、地権者の皆さんとお話もされて、ある程度感触を持った中で、計画も立てられたかと思っています。しかし結果として、白紙に戻さざるを得なかったことについては、改めて重く受け止めていただきたい。

基本、行政が計画として出したものは、それに向かってやっていくことが、本来あるべきかと思っています。その準備段階で何か、足りないところがあったかと思っています。

それで今度は、まず駅前広場ではなくて、道路の拡幅だという方向にかじを切ったわけです。何があってもその完成に向けて、しっかりと取り組んでいただきたいと、要望として申し上げておきます。

続いて、14点目、予算概要94ページ、多世代同居・近居支援事業でございます。

これも皆さん触れておられた取組でございます。私もこれは、今までの一般質問の中で、恐らく四、五回取り上げてきたかと思えますし、相当に思いを持って提案してきたつもりです。

今の摂津市のいろんな状況を見ていったときに、核家族化が、その問題の根底にあることを非常に感じたので、本当に思いを持って提案をしてきたところですよ。

それで、今の制度として立ち上がったその内容を見ていると、多世代での近居・同居を始めていただく、そこに対して支援をしていくところだと思います。

それはそれで非常に意味があることですけれども、実際に、多世代で同居・近居が始まっていくと、今度はその場面場面で、またいろいろな課題にぶつかっていくわけですよ。

私は、これはまた一般質問でかつて申し上げましたが、その場面場面における支援も、今行っている支援事業にプラスをして、やっていくべきなのかなと思っています。令和6年度は難しいかもしれませんが、今までこの多世代同居・近居支援事業をやってこられて、その対象となった方からいろいろなお声も聴いておられるかもしれませんし、今後の展開として、どういったところが課題であるのか、その点についても考えがあれば、お聞かせください。

それから最後、同じく予算概要94ページの震災対策推進事業の中で、ブロック塀等の撤去でございます。

これも先ほど、南野委員が聞いておられたところですよ。私の記憶が間違っていたら正していただきたいのですが、これも、令和4年度決算の審査時にお聞かせいただきました。

当初、通学路に面しているブロック塀が13か所あって、たしか3か所はもう既に撤去されているとお話だったと思います。それで残りの何か所かは実際に、お話もされておられるといったことではなかったかなと思っています。

先ほどの委員の質問に対しての答弁をお聞きしていると、現在は9件について、経過観測をしている途中ですとの話であったと思います。ではその9件が、どういったところなのかですよ。

何が言いたいかというと、これはあくまでも、通学路におけるブロック塀の撤去であって、それ込みでブロック塀の撤去にも同意をしていただけないところがあるのであれば、例えば一つの方法として、教育委員会と話をされて、通学路の変更といったことについても、建築課としても考えていく必要があるのかなと思います。

ただ、子どもたちが学校に行く際に、どうしてもこの道を通らなくてはならないし、その場所にブロック塀があるとすれば、これは何があっても撤去に向けて、まずは話し合っていかななくてはならないかなと思っています。

つまり、経過観測の中で、色分けをしていかないといけないかなと思っています。その点について令和6年度、どういった取組をされていられるのか、その点についてもお聞かせください。

以上、よろしく願いいたします。

○三好義治委員長 妹尾課長。

○妹尾総務部副理事 それでは、財政課に関します質問に答弁申し上げます。

まず1点目でございますが、補正予算で、財政調整基金の不用額の部分において積立金として27億5,000万円を予算計上させていただいております。

このうち、先ほども答弁申し上げました減債基金の部分については約16億円ですので、この補正予算第10号での不用額は約11億円と見ております。

それで令和6年度の予算編成をするときに、令和5年度での不用額、どう見てい

たかでもございました。

実際に、補正予算を組む少し前の段階で、12月で決算見込み等も見ておりました。その段階で、今回、補正予算を組むぐらいの不用額が出るものと認識はしておりました。

ただ、令和4年度もそうでもございましたが、決算時には、不用額が出るものとは思っております。具体的に何億円出るというまでの計算はせずに、令和6年度の予算編成では考えておりました。

予算編成をしていく中で、令和5年度末の現在高が幾らあるか、主要基金でどれぐらいあるかと、令和6年度の予算を組んだときに、令和6年度末の現在高は幾らになるのか、そこを見ながら組んでいきます。その際、2番目の質問と一緒にあった答弁になってしまって申し訳ないのですが、まず11月の段階で、令和6年度の当初予算の要求段階で、歳入歳出の財源不足額が約60億円ございました。

その時点で見ますと、主要基金が10億円戻ると考えましても、この補正予算を組んだ後の主要基金の令和5年度末現在高は108億円ほどですけれども、これが60億円ほど減ってしまうとなると、令和6年度の年度末現在高は約40億円となってしまいます。

そういう状況では、今後の財政運営はとも厳しいと思うところでございます。

ただ、その後、予算編成をいたしますときに、要求段階から総務部長査定、市長査定を経て、最終的に予算を計上させていただきました部分で言いますと、基金の取崩額が全体で34億円、査定や精査で減りましたので、その分を取崩額を差し引きしますと、令和6年度末現在高が主要基金で74億円ほどあると見ております。

この74億円という段階においては、まだ来年度、令和7年度の予算編成でも財源不足が出たとしても、令和7年度予算は組める状況であろうと考えておるところでございます。

先ほどの、単年度だけで見た場合と、もっと長い目で見ていったときに、令和6年度の予算を財政課としてどう見ているかでもございました。

こちらにつきましては、財政方といたしまして、当然想定される歳入でもって、歳出の予算を賄うべきというのが大前提であると思っております。基金の取崩額が令和5年度に比べると、令和6年度のほうが多く取崩額になってしまっているという点においては、すぐに財政危機が訪れるかどうかは別にいたしましても、財政状況としては厳しい状況であると考えておるところでございます。

今までの財政の取組という中においては、代表質問の中で市長からもお話しさせていただきましたが、健全か健全でないかということと言いますと、健全化比率の部分では、健全でないということではなく、令和3年度の決算で見ましても、地方債現在高でありますとか、元利償還金の部分の比率におきましても、大阪府内でも決して悪いということではなく、どちらかと言えば、状態としては良いという形になっておるところでございます。

ただ、今後心配しておりますように、多額の大規模事業が集中して行われていく中で、基金にも限りがありますので、財源の確保が課題になってくるのは、明白であろうかと思っております。

中期財政見通しでは、いつも見通しがどうなのかと問われますけれども、一つの指標として見ていくところでございます。厳

しい財政状況で見ていかなければならないところで、大規模事業がこのまま進んでいって、ビルドアンドスクラップが進まなければ、令和9年度には基金が枯渇してしまうことを示させてもらったところでございます。

単年度で見ていくと、先ほどもお話がございました、市債の発行が元金償還額のその年分を超えることについては、これまでの取組で市債現在高も減り、元金償還額というのも年々減ってまいりました。

そこは、事業が進んでいく中でも建設事業費が抑えられてきたところが、一番大きかったと思っております。ただ、これから行財政運営の中で、公共施設等についても老朽化等も出てきますし、新しい需要がございますので、建設事業を全くしないわけにはいかないことになってまいります。

本当に取捨選択の世界になるかと思えますけれども、そういう中では、突出した形の市債の発行をしなければならない年も出てきます。

ですので、単年度で見たときに、そういうところは非常に財政が厳しいと見るのか、それを、先ほどおっしゃっていただいたように、10年のスパンで見ると、そういうところで平準化したときに、財政として破綻をしないようにということを、当然していかなければならないということにはなります。今後を見据えますと危機的状況とまでは言えませんが、厳しい状況が今後続いていくことは考えて、財政から全庁的に、ビルドアンドスクラップでありますとか取組をしていかなければいけないことを発信していきたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

○三好義治委員長 浅田課長。

○浅田資産活用課長 それでは、質問番号3、集会所管理事業の令和6年度の取組でございます。

集会所につきましては、ほとんどの建物が木造でございます、建築から50年経過するものもございまして、老朽化しているところもございまして、課題であると認識しております。

また、利用についても、使っている頻度が高いところとそうでないところがあり、集会所によって状況は様々でございます。

そうしましたことから、令和6年度に集会所の基礎調査を実施してまいります。内容としましては、躯体とか設備の調査、あと耐震化も含めて、長寿命化したときの費用の積算をいたします。

併せて、ソフト面の評価として、その利用、どんな目的で、誰が、どれだけ使っているのかということと併せて調査いたしまして、ハード面、それからソフト面の調査を並行して行って、今後の方針を検討してまいりたいと考えております。

続きまして、質問番号4、庁舎管理事業で、E S C O事業のサービス料についてでございます。

このE S C O事業につきましては、空調、照明設備などの省エネルギー改修について、設計、施工、維持管理、効果検証までも一括して請け負わせるものでございます。

その提案された光熱水費の削減を保障していただくものでございまして、一括して請け負わせることで事業費が削減でき、また契約期間、長期間になりますので、コストの平準化が図られること、あとその期間、維持・補修についても、請負業者が行っていただくものでございます。

家電製品でも言われておりますが、新し

い製品は10年前の製品に比べて、省エネ率がかなり高いと言われております。それでこの庁舎を見たときに、電力量を多く占めているのが空調であるとか照明だと思います。

そういった中で、毎年効果検証をしていただいております。提案された光熱水費の削減というのは、目標達成できている状況でございます。

以上でございます。

○三好義治委員長 丹羽理事。

○丹羽総務部理事 質問番号5番でございます。防犯カメラの設置、また効果についてでございます。

大阪府警の犯罪統計によると、摂津市の発生件数は、平成24年度の防犯カメラの設置がなかったときは、1,314件でございます。令和5年度の155台設置現在では613件となっており、発生状況は半減しております。

犯罪の発生状況については、防犯カメラだけでなく、防犯灯や摂津青色自転車パトロール隊、ウオーキングパトロール隊、摂津警察署による巡回と、様々な取組により減少していくものと考えておりますが、防犯カメラは設置することによる犯罪抑止効果に加えて、警察からの照会件数から判断しますと、犯罪の検挙にも効果があったと認識しているところでございます。

続きまして、質問番号6番、地域版防災マップの作成、令和6年度の取組についてでございます。

令和5年度におきましては、鳥飼北小学校校区をモデルとしまして、鳥飼北小学校の自主防災組織、防災サポーター、民生・児童委員、鳥飼北小学校のPTA、第二中学校のPTAの方々、鳥飼北小学校の先生、あと二中の教員の方に参加いただいて、広

域避難を広めるためにワークショップを開催させていただきました。

1回目には、本市の防災アドバイザーであります香川大学の竹之内先生から、広域避難の必要性等々を説いていただきまして、その後、自分たちが避難するのにどれだけ時間がかかるかというワークショップをしました。

2回目におきましては、鳥飼北小学校校区の中で、散策じゃないですけども、地域にある防災、例えば鳥飼北小学校でありますと歩道橋にあります、まるごとまちごとのハザードマップ、これも御存じなかった方が多かったので、それを知っていただいたり、あと光蓮寺の西村前住職から、過去の水害の情報等を語っていただいたところでございます。

今年度につきましては、今年度末には防災マップに加えて啓発用の動画、また広域避難を始めるための動画等も作成する予定にしております。鳥飼北小学校校区においては、令和6年度はそれらの啓発のビデオ等々を生かしていただいて、継続して広域避難文化を広めていくというところで、続けていきたいと思っております。

また、他の校区・地区においては、今回の鳥飼北小学校の取組を参考にさせていただいて、同じようにワークショップ等を開いて、広域避難の文化を広めていきたいと考えているところでございます。

続きまして、7点目の避難所マニュアルの作成についてでございます。

令和5年度におきましては、旧三宅小学校校区の三宅地区でご協力いただきまして、自主防災組織、防災サポーターと一緒に、避難所マニュアルを作成してまいりました。

まずは、座学ではございませんけれども、

こちらの案を見ていただきまして、意見をいただいて修正し、現場で実際に避難所に来て、受付等を置いてもらって、そこがあるかないかまた意見をいただいて、今反映して、今年度末にはマニュアルを完成させていこうと考えております。それで三宅地区におきましては、そのマニュアルを活用して、令和6年度は訓練を実施していきたいと考えております。

これもマップと同様にはなりますが、この避難所マニュアルの作成の手法を参考にさせていただいて、令和6年度については違う地区、また校区で、自主防災組織にご協力いただいて、同様に、その避難所に合ったマニュアルを作成していきたいと考えているところでございます。

8点目の個別避難計画についてでございます。

個別避難計画につきましては、令和5年度も難病の方を中心に、茨木保健所の方と連携して個別避難計画の作成に着手してございます。

ただ、非常に時間がかかっているところがありまして、引き続き令和6年度も作成してまいりたいと考えております。

市内における個別避難計画を必要とされる方は、難病の方以外にも多数おられます。それで先進事例等も参考にさせていただいて、例えば福祉事業者の個別避難の委託でありますとか、そこら辺も視野に入れて、今後どういうふうに進めていくか、検討をしていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○三好義治委員長 宮城課長。

○宮城水みどり課長 それでは、水みどり課に関します質問としまして、農業水路についての考え方にお答えします。

摂津市内を流れます水路は、本委員会でも何回かご説明させていただきましたが、約123キロメートルございます。この水路の役割としましては、まず淀川から取水した水、それと神安土地改良区が管理します、鳥飼水路や三箇牧水路といった大きな水路から取水をした水を、田んぼへ安定的に送るという役割が、本来ございます。

一方で、排水で見ますと、特に鳥飼以南では、下水道の雨水整備率が約35%となっており、伸び悩んでいる状態であります。

この排水をカバーするために、農業用水路に雨水を排水することで、下水道の役割も担っている状況がございます。

もともと、水路を作る際には、農業用水路ということで、水量を一定量で送ることがございました。その構造で作られている水路も多々あります。そこに雨水排水が流れ込むことで、一時的に水位が高くなりますと、水路の構造が傷んでくる原因も現れてきます。

その水路が傷んできた状態では、修繕等が必要になってきますが、この修繕に関しましては、先ほど予算で質問がありました維持管理負担金を神安土地改良区に市が支払い、神安土地改良区にて、その水路の修繕等を行っていただいております。

現在、行っている場所としましては、摂津市の内水対策ののど元であります番田水門に流れ込んでいます番田井路水路があり、この下流部分の護岸を直す工事をやっていただいております。

また、摂津市内におきましては、鳥飼地区の東西に流れております、鳥飼南水路の護岸修繕をやっていただいております。

摂津市独自としましては、市が管理しております水路の状況の中で、水路の傾きが大きく、土坡が崩れそうなところについて

は水路壁の修繕や維持管理通路の陥没等がありましたら、それらを日々修繕させていただいている状況でございます。

そういう状況もありますので、昨年度、2年かけまして、水路台帳システムを完成させております。

その水路台帳システムは、今まで摂津市域における水路を、昭和59年度に作成した水路網図で管理をしておりましたが、現在水路としてあるもの、ないもの、これらを把握する中で、修繕計画を立てていくためのものとして、利用していきたいと考えております。

修繕におきましては、市だけではなく、今までどおり神安土地改良区とも一緒に、農業用水路を守っていくことが、先にはこの排水も受けていくことの重要性も担っていく役割を高めていくことにもつながると思います。つきましては、農業用水路の適正な維持管理を、今後も進めていきたいと考えております。

続きまして、令和6年度の誕生記念植樹祭を開催するのかについて、お答えいたします。

誕生記念植樹祭は、摂津市内で生まれた新生児の誕生を祝う摂津市独自のイベントであります。また、緑化推進をしていく上でも重要な場であり、事業であるとも認識しております。

現在、誕生記念植樹祭は、平成28年3月に開園しました明和池公園にて、コロナ禍では、形を変えながらも、令和5年10月の秋まで行ってまいりました。

令和5年度は明和池公園にて記念樹前での家族写真の撮影及び記念品の贈呈、駐車場スペースにおきましては記念樹の配布を行っており、令和6年度におきましては、その内容と同規模の形で、4月28日

日曜日に、同じ場所にて、春の誕生記念植樹祭を開催する予定としております。

以上です。

○三好義治委員長 寺田副理事。

○寺田建設部副理事 それでは、質問番号9番の違法駐車追放事業の中で、特定の駐車車両に対してどのような扱いになるのかのお問い合わせであったかと思えます。

先ほど、香川委員の質問の部分でも答弁させていただいたとおり、駅周辺であったり、事業所の多い地区、そういうところを日々巡回させていただいているところでございます。

ただ、駅周辺でありますと、商業施設、事業所の多いところの前に道路がございます。その路上においてトラックの荷入れであったりだとか、搬入出、そういうような作業をされているケースも多々ございます。

それは長時間にわたるまでは至らなく、一時的な駐停車であろうかと思えます。委員がおっしゃっている、特定の方が長期間同じ場所であるところにつきましては、我々もリサーチしながら、警察と情報も共有して進めております。

あと生活道路において、青空駐車みたいな形でされているのも、市民等から苦情なりいただいているところもございます。

そちらにつきましても、警察に情報の申入れもさせていただいて、青空駐車の場合でも道路が狭いところでの駐車という話になりますと、無余地の駐車ということで、法律的には停めてはいけません。きちんと車庫に停めてくださいというような話になってまいりますので、その辺りもしっかり警察と連携して、取組を進めておるところでございます。

続きまして、質問番号10番、放置自転

車の対策事業の中で、放置禁止区域外での駐輪のお問い合わせであったかと思えます。

基本、我々条例で定めておりますのが、この禁止区域内の路上等の公共空間において、移動保管ができる権限を有しております。

区域外の道路上におきましては、道路管理者であったり、公園管理者、はたまた民有地でありましたら、その土地の所有者で解決をいただく話に当然つながってまいります。道路管理者の場合ですと、一定期間、移動という話の内容を告知しながら、一定期間置いて撤去いただいているケースも見られます。

続きまして、質問番号11番、公共交通の内容でのお問い合わせでした。

先ほど議論もありましたとおり、地域公共交通協議会の中で、この計画を策定してまいりたいと考えておりますが、その中で市の方針としまして、市内の地域公共交通としての一番重点のところは、路線バスの確保維持であり、これは市のスタンスとして持って臨ませていただいているところでございます。

それと、もう一点、路線バスを補完する内容としまして、日中の通院であったり買い物であったりとのところで、近距離の移動支援についても、一定検討を進めていく、主にこの2点をもって、この協議会に臨んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○三好義治委員長 西課長。

○西道路管理課長 それでは、12番目、道路維持事業におけます街路樹剪定委託料について、令和6年度は街路樹をどのように管理していくかの質問にお答えさせていただきます。

街路樹には、主に四つの役割があると考

えております。

まず、まち並みに統一感を与え、沿道の景観に季節感をもたらす景観の役割。

第二に、緑陰を形成し、周囲の気温上昇を抑えることによる、ヒートアイランド現象の緩和、二酸化炭素を吸収することで、地球温暖化防止に役立つ環境の役割。

第三に、火災時の延焼防止といった効果を持つ防災としての役割。

そして第四に、車と歩行者の分離、並木効果によります運転者の視線誘導など、交通安全性の向上に役立つ交通安全の役割などを担っていると思っております。

しかし、植えられました街路樹は、適切な時期に剪定などの維持管理をしなければ成長し過ぎることで、車道であれば路面より4.5メートル、歩道であれば路面より2.5メートルの建築限界を侵すことがあり、委員がご指摘のように、その部分が死角を作り、歩行者やドライバーの視認性や照明の照射性を妨げることになり、安全で円滑な通行を妨げることになります。

そうなりますと先ほど申し上げました四つの効果のうち、交通安全の役割が損なわれることになってしまいます。

このことから当課では、本委託におきまして、市道新在家鳥飼上線ほか39路線において、樹木の成長しやすいおおむね夏の時期と、落葉のしやすい秋から冬にかけて、年2回剪定を実施しております。

また、年1回、街路樹が枯れていないか、支柱のぐらつきがないか、成長し過ぎて視認性を妨げる樹木がないかなど、職員自ら点検を実施しております。令和6年度も引き続き、街路樹の適正な維持管理に努めてまいりたいと考えております。

引き続きまして、質問番号13番、道路補修事業におけます道路維持工事のうち、

令和6年度予定の新在家鳥飼上線の工事の内容について、お答えさせていただきます。

本科目におけます道路維持工事につきましては、日々寄せられます市民からの苦情・要望や日常パトロールの結果、通学路や緊急輸送路などの路線の重要度、5年に一度実施しております路面性状調査業務委託の点検結果を踏まえ策定される舗装修繕計画などに基づき、予防保全の観点から計画的に舗装の修繕を行っているものでございます。

令和6年度、実施いたします新在家鳥飼上線の舗装工事の内容につきましては、建設部で配布しております主要工事予定箇所図に表示しております箇所の位置におきまして、今のところ、幅員ははっきり分かりませんが、延長としてはおよそ300メートル程度の舗装の打替え工事を予定しているところでございます。

以上でございます。

○三好義治委員長 寺田副理事。

○寺田建設部副理事 続きまして、質問番号14番でございます。ハンプでのお問いでございます。令和6年度、どのように進めていくのかのお問いであったかと思っております。

お示しをさせていただいておりますのが、淀川の堤防下の道路、市道南別府鳥飼上線の鳥飼西1丁目付近を予定いたしております。

令和5年度につきましては、鳥飼西5丁目付近で2か所、設置をさせていただいているところではございます。委員がおっしゃっているとおり、ハンプという形での速度抑制策といいますが、道路上に10センチのこぶを作るような形になりますので、そのままの速度で走ってくると当然な

がら跳ねる場合がございます。

ただ、この堤防下道路、速度規制が制限時速20キロという制限になっておりますので、通常その範囲であれば、底もこすらず何も影響はありません。ただ、なかなか難しいところでもございますので、そのハンプの手前に、段差ありという啓発もちろんさせていただきながら、路面標示でここはスピードを落としてくださいよと、意識的な部分での話もさせていただいております。

地元の方、地元自治会ははじめ沿道にお住まいの方、事業所の場合ですと事業者の方、それぞれお話を聞きながら進めていかないとはいけません。

委員がおっしゃっているとおり、道を狭窄する、つまり狭くすることによって、視覚的にスピードを落とさせる方法もございますし、クランク状にしまして、一定ハンドルを切らすことによって、速度を抑制させる方法もございます。

基本的には、府道大阪高槻線からの通過交通の流入をいかに抑制しながら、通過速度の抑制も併せて図っていくという趣旨でございますので、ご理解いただきたいと思っております。

○三好義治委員長 江草副理事。

○江草建設部副理事 14番、多世代同居・近居支援事業についてのお問いにお答えさせていただきます。

本事業につきましては、長期的に摂津市の人口に減少が見込まれるということで、人口の減少を抑制させる目的のいろいろな事業を立ち上げた中の一つでございます。

本事業につきましては、委員がおっしゃられたとおり、近居や同居を始める、若い世代に住んでもらうための、住居確保の支

援を目的とした事業となっております。

委員がおっしゃられた補助後の支援、これにつきましては建築課だけで検討する項目ではなく、市全体で考えていかないといけないものだと考えております。

続きまして、震災対策推進事業についてでございます。

件数でございますけれども、決算審査に係る委員会時点での数字だったと認識しております。先ほど南野委員にお答えさせていただいたとおり、令和5年度当初は13件を監視しておりました。

決算審査に係る委員会までの間に、現地の確認など行っておりますので、その中で建物が撤去されていたものが2件、それで啓発によって撤去されていたものが1件で、その当時その時点では10件と答弁させていただいたかと思っております。

それで決算審査に係る委員会後に継続的に啓発しておったところについて、ブロックの改修をしていただき、現在9件となっております。

先ほど南野委員のご質問にお答えさせていただいたとおり、年1回ではありますけれども、現地に行きまして、経過観測を続けております。その中で、毎年写真等も撮影しており、本年度につきましては、9月と1月に、教育政策課の方にも情報提供しております。

今年度につきましては、1月に位置図及び写真等を提供しまして、通学路の指定をするための参考にしていただけるよう、資料の提供もしております。

以上です。

○三好義治委員長 本日の委員会はこの程度にとどめ、散会します。

(午後5時3分 散会)

委員会条例第29条第1項の規定により、署名する。

総務建設常任委員長 三好 義治

総務建設常任委員 香川 良平